

調査事務処理規定

(制定 1989.01.25 国税庁訓令 第1032号)

2015.7



国 税 庁

目次

第1章 総則

第1節 通則

第1条	目的	162
第2条	基本理念	162
第3条	定義	162
第4条	他の規定等との関係	168

第2節 税務調査の管轄

第5条	調査事務の管轄	170
第6条	税務調査の協調体制	170

第3節 調査対象者の選定

第7条	納税者の誠実性推定	172
第8条	調査対象者選定基準および公開	172
第9条	調査対象者の選定方法	172
第10条	申告誠実度の評価	172
第11条	選定手続	174
第12条	重複調査の禁止および防止	174

第4節 調査計画の策定

第13条	調査対象課税期間	174
第14条	調査班（チーム）の編成および運営	176
第15条	調査期間	176
第16条	調査期間の計算	176
第17条	調査方法	176
第18条	統合調査の実施	178
第19条	部分調査の実施	178
第20条	関係者に対する同時調査の実施	178

第5節 税務調査の開始

第21条	税務調査の事前通知	180
第22条	税務調査の延期	180
第23条	調査開始時遵守事項	182
第24条	納税者権利憲章の交付および朗読	182
第25条	清廉誓約書の作成および管理	184

第6節 税務調査の進行

第26条	納税者の権益保護	184
第27条	税務調査関連情報の提供	184
第28条	税務調査時助力を受ける権利の保障	184
第29条	命令事項違反等に対する措置	186
第30条	調査権の乱用禁止	186
第31条	秘密維持の義務	188
第32条	不実課税の防止	188
第33条	調査場所の限定	190
第34条	調査時間の制限	190
第35条	調査期間の短縮	190
第36条	調査期間延長の制限	192
第37条	税務調査の中止	192
第38条	調査範囲等の遵守	194
第39条	調査範囲拡大の制限	194
第40条	帳簿・書類等の一時保管	196
第41条	調査の進行	198
第42条	調査類型転換の要件	198
第43条	金融取引現場確認の制限	200
第44条	取引先調査および取引先現場確認の制限	200

第7節 税務調査の終結

第45条	調査の終結	202
第46条	調査結果の通知	202
第47条	決定・更正	202
第48条	決定・更正の留保	202

第2章 一般税務調査

第1節 法人調査管理

第49条	法人税調査の管轄	204
第50条	法人税等の統合調査および同時調査	204
第51条	法人税緊急調査の実施	206
第52条	緊急調査の決定・更正方法	208
第53条	所得金額の変動資料および移転所得金額通知書の処理	208

第2節 個人調査管理

第54条	所得税調査の管轄	208
第55条	複数事業所のうち遠距離事業所調査依頼	210
第56条	個人事業者統合調査および同時調査	210
第57条	統合調査の調査管轄	212
第58条	名義偽装事業者に対する調査	212
第59条	所得税緊急調査の実施	214

第3節 取引秩序正常化等の調査管理

第60条	付加価値税調査の管轄	214
第61条	付加価値税調査対象者に対する統合調査	214
第62条	調査結果の措置	216
第63条	資料仲介行為者に対する措置	216
第64条	個別消費税等の調査管理	216

第4節 国際取引調査管理

第65条	移転価格審議委員会	216
第66条	資料提出の要求	218
第67条	資料提出要求方法	220
第68条	資料提出義務不履行に対する制裁	222
第69条	税務調査の協力	222
第69条の2	海外金融口座申告義務不履行に対する制裁	222

第3章 租税犯則調査

第1節 通則

第70条	租税犯則調査の調査管轄	224
第71条	租税犯則事件の引継	224
第72条	租税犯則調査審議委員会の構成	226
第73条	審議委員会の運営	226
第74条	租税遁脱以外の租税犯則事件等に対する審議	228
第75条	国家機関に対する協力要請	228

第2節 租税犯則調査

第76条	租税犯則調査対象の選定、転換	228
第77条	租税犯則調査対象選定審議	230
第78条	租税犯則調査の除外	232
第79条	租税犯則調査の方法	232
第80条	令状の申請	232
第81条	租税犯則調査の開始	234
第82条	押収、捜索等	234
第83条	押収調書の作成	236
第84条	押収物件等の管理	236
第85条	出席要求および証拠物件の提出要求	236
第86条	租税犯則行為嫌疑者等に対する出国禁（停）止要請	236
第87条	審問調書等の作成	238
第87条の2	陳述拒否権等の告知	240
第87条の3	審問調書等の作成方法	240
第88条	租税犯則調査期間の延長および調査範囲拡大審議	240
第89条	調査結果の報告	242
第90条	調査結果に対する措置	242

第3節 租税犯則処分

第91条	租税犯則処分	242
第92条	租税犯則処分決定のための審議	242
第93条	通告処分	244

第94条	告発	246
第95条	押収物件の引継	246
第96条	無嫌疑処理	246
第97条	租税犯則事件証明物の保全と管理	246
第98条	租税犯則調査事務の適用範囲	248

第4章 補則

第99条	調査員証および現場確認出張証の発行等	248
第100条	税務調査事前通知等記録管理	248
第101条	関連書式	248
第102条	有効期間	248

調査事務処理規定

制 定 1989. 1. 25 国税庁訓令第 1032 号
 一部改正 1989. 12. 15 国税庁訓令第 1059 号
 一部改正 1994. 3. 25 国税庁訓令第 1169 号
 一部改正 1996. 12. 30 国税庁訓令第 1259 号
 一部改正 1999. 8. 20 国税庁訓令第 1383 号
 一部改正 2000. 11. 01 国税庁訓令第 1437 号
 一部改正 2002. 1. 31 国税庁訓令第 1479 号
 一部改正 2003. 12. 20 国税庁訓令第 1550 号
 全部改正 2006. 2. 20 国税庁訓令第 1606 号
 全部改正 2007. 7. 27 国税庁訓令第 1661 号
 一部改正 2009. 8. 24 国税庁訓令第 1765 号
 全部改正 2010. 3. 30 国税庁訓令第 1838 号

(他) 一部改正 2010. 7. 23 国税庁訓令第 1868 号
 一部改正 2010. 12. 31 国税庁訓令第 1877 号
 一部改正 2012. 6. 29 国税庁訓令第 1945 号
 一部改正 2015. 6. 30 国税庁訓令第 2105 号

第1章 総則

第1節 通則

第1条（目的）

この規定は、税務調査の基本的な事項と事務処理手続を規定することで、「国税基本法」、各税法および関係法令で定めたことにより適法で公正、透明な調査事務の執行を通じて納税者の権益保護と税法秩序の確立および効率的な事務処理に寄与することを目的とする。

第2条（基本理念）

調査公務員が税務調査を実施する際には、「国税基本法」において規定されたことにより納税者の権益を保護し、税務調査の目的達成に必要な最小限の範囲で、納税者の財産権が不当に侵害されないように信義により誠実に遂行しなければならない。

第3条（定義）

規定で使用される用語の定義は次の通りである。

1. 「税務調査」とは、各税法に規定する質問調査権または質問検査権に基づいて、調査公務員が納税者の国税に関する正確な課税標準と税額を決定または更正するために、調査計画によって、税務調査事前通知または税務調査通知を実施した後納税者または納税者と取引があると認められる者等を相手に質問して、帳簿、書類、物等を検査、調査し、その提出を命じる行為をいい、「国税基本法」と「租税犯処罰手続法」により、一般税務調査と租税犯則調査で区分する。
2. 「現場確認」とは、各税法に規定する質問調査権または質問検査権により税源管理、課税資料処理または税務調査証拠資料収集等、次の各項目のいずれかに例示する業務等処理するために、納税者またはその納税者と取引があると認められる者等を相手に税務調査を行わず、現場確認計画により現場出張し、事実関係を確認する行為をいう。
 - ア 資料上容疑資料、偽装加工資料、租税犯則調査派生資料として単純事実確認だけで処理できる業務
 - イ 偽装加盟店確認およびクレジットカード高額売上資料等、変則取引疑惑資料の処理のための現場出張、確認業務
 - ウ 税務調査過程で納税者の取引先または取引相手方に対する取引会社室等、事実関係の有無確認業務
 - エ 嘆願処理等のための現場出張、確認や脱税情報提供資料、課税資料等の処理のために一回限りの確認業務

オ 事業者に対する事業所現況確認や記帳確認業務

カ 取引事実確認等のための口座等金融取引確認業務

3. 「税務調査事務」または「調査事務」とは、調査対象者の選定、調査計画の策定、調査執行をいう。

調査結果の通知、調査結果にともなう決定、更正、事後管理および調査関連統計管理等税務調査実施と関連した事務をいう。

4. 「租税犯則調査事務」とは、「租税犯処罰法」に規定する租税犯則行為に対して犯則疑惑有無を立証するために、調査計画を策定して租税犯則行為容疑者や参考人を尋問、押収、搜索、犯則処分する等調査執行に関連した調査事務をいう。

5. 「調査公務員」とは、国税庁長、地方国税庁長または税務署長から特定納税者に対する税務調査の命令を受けた公務員をいう。

6. 第3章で「調査公務員」とは、「租税犯処罰手続法」第2条第4号により勤務地を管轄する地方検察庁の検事長から、税務公務員で指名を受けた者として、地方国税庁長または税務署長から特定の租税犯則行為容疑者または参考人に対する租税犯則調査の命令を受けた公務員をいう。

7. 「調査管理者」とは、調査公務員を直接指揮監督する者をいう。

8. 「調査終結」とは、調査される納税者に対する調査行為を終える日をいう。

9. 「財産諸税」とは、譲渡所得税、相続税および贈与税をいう。

10. 「間接税」とは、付加価値税、個別消費税、酒税、印紙税、証券取引税、交通、エネルギー、環境税をいう。

11. 「確認書」とは、特定の事実または法律関係の存在の有無を認める内容を入れた文書をいう。

12. 「陳述書」とは、特定の事実または法律関係の単純な確認以外に、争点事実に対し、その発生の原因、経緯および結果に対する内容と陳述人の意見が付け加えて自筆（ただし、やむを得ない事情で陳述人が作成できないことによつて署名または捺印だけを陳述人が直接した場合は含む。）で作成された文書で、叙述型と問答型に区分される。

13. 「審問調書」とは、租税犯則調査過程で調査公務員が租税犯則行為等を確定するためにその経緯等を問答形式で記録して尋問を受けた人または参加者に確認するようにした後、それとともに署名捺印した調書をいう。

14. 「一時保管」とは、「国税基本法」第81条の10により税務調査時納税者の同意がある場合、帳簿書類等を税務調査期間中一時的に調査官署に保管することをいう。

15. 「押収」とは、裁判官が発行した令状により犯則証拠物等物の占有を取得する対物的強制処分をいう。

16. 「捜索」とは、裁判官が発行した令状により犯則行為の証拠等を探すために人の身体、物、住居、場所等に対し行う強制処分をいう。

17. 「株式変動」とは、出資、増資、減資、売買、相続、贈与、信託、株式配当、合併、転換社債、新株引受権付社債、交換社債、その他類似の社債の出資転換（転換、引受、交換等）等により、株主または出資者が会社に対し持つ法的地位権または所有限度率および所有株式数、出資持分が変動することをいう。

18. 「一般税務調査」とは、定納税者の課税標準または税額の決定または更正を目的として、調査対象税目に対する課税要件または申告事項の適正の有無を検証する一般的な税務調査をいう。

19. 「租税犯則調査」とは、調査公務員が、「租税犯処罰法」第3条から第14条までの罪に該当する違反行為等を確定するために租税犯則事件に対し行う調査活動をいう。

20. 「追跡調査」とは、財貨、サービスまたは税金計算書、計算書の流れを、取引の前後に段階別に追跡して事実関係を確認する税務調査をいう。

21. 「企画調査」とは、所得の種類別、階層別、業種別、地域別、取引類型別税負担不均衡や構造的な問第点等を是正するために、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が別途の計画により実施する税務調査をいう。

22. 「実地調査」とは、納税者の事務室、事業所、工場または住所地等に出向いて、直接該当納税者または関係人を相手に実施する税務調査をいう。

23. 「間接調査」とは、納税者が提出した申告書等の書類や課税資料等の分析を通じて申告事項の適正の有無を検証し、特定取引の事実関係確認のために納税者またはその関係人から郵便質問等を通じて証明資料を収集して取引内容を問い合わせる等、実地調査以外の方法で実施する税務調査をいう。

24. 「統合調査」とは、納税者の便宜と調査の効率性を向上させるために、調査対象に選定された課税期間に対しその納税者の事業と関連して申告、納付義務がある税目を共に調査することをいう。

25. 「税目別調査」とは、税源管理上緊急な必要があり、付加価値税、個別消費税、酒税、財産諸税、源泉徴収対象税目等、税目の特性を勘案して特定税目のみを対象に実施する税務調査をいう。

26. 「全部調査」とは、調査対象課税期間の申告事項に対する適正の有無を一般的に検証する税務調査をいう。

27. 「部分調査」とは、特定項目、部分または取引一部の適正の有無を検証する税務調査をいう。

28. 「同時調査」とは、税務調査時の調査効率性、納税者便宜等を勘案して、調査対象者に選定された納税者と特殊関係にある者（法人を含む。）等関係人を共に調査することをいう。

29. 「緊急調査」とは、各税法で規定する随時賦課理由が発生したり、「債務者回復および破産に関する法律」による回復手続開始申請等で租税債権の早期確保が必要な納税者に対し、その理由が発生すると同時に即時に実施する税務調査をいう。

30. 「事務室調査」とは、納税者便宜、会計透明性、申告誠実度および規模等を考慮し、実地調査によらなくても調査の目的を達成することができるかと判断される場合、納税者の会計書類および証明資料等を提出させ、調査管轄事務室において実施する税務調査をいう。

31. 「簡便調査」とは、相対的に誠実に申告したと認められる中小企業等を対象に、解明資料の要求、検証および最小限の現場調査方法等によって、短期間の調査期間中に調査を実施して会計・税務処理過程で留意する事項案内、経営・事業諮問等をする税務調査をいう。

32. 「株式変動調査」とは、第17号に定めた株式変動過程で関連株主および該当法人の済世脱漏の有無を確認する税務調査をいう。

33. 「資金出处調査」とは、居住者または非居住者が財産を取得（海外流出含む。）したり、債務の償還または開業等に使った資金とこれと類似の資金の源泉が、職業、年齢、所得および財産状態等からみて本人の資金能力によると認め難い場合、その資金の出处を明らかにし、贈与税等の脱漏の有無を確認するために行う税務調査をいう。

34. 「移転価格調査」とは、居住者、内国法人または外国法人国内事業所が「国際租税調整に関する法律」に規定する国外特殊関係者との取引と関連して、課税標準および税額申告時に適用された移転価格が、「国際租税調整に関する法律」第2条（定義）第1項第10号で規定する正常価格と合致するかについて確認するために行う税務調査をいう。

35. 「委任調査」とは、地方国税庁長が調査人材、業務量、調査実益等を勘案して地方国税庁調査対象者を税務署長に委任して実施する税務調査をいう。

第4条（他の規定等との関係）

① 調査事務および租税犯則調査事務に関して、税法等他の法令および規定に特別な規定がある場合を除いては、この規定の定めに従う。

② 第1章（一般税務調査）および第3章（租税犯則調査）で個別的に規定した事項は、第1章（総則）に優先して適用する。

③ 規定に定めがなかったり、この規定の施行のために必要な細部的な事項については国税庁長が別に定めることができる。

第2節 税務調査の管轄

第5条（調査事務の管轄）

- ① 税務調査事務は、国税庁長、地方国税庁長または税務署長が遂行する。
- ② 税務調査は、納税者を管轄する税務署長または地方国税庁長が遂行する。ただし、次の各号に決める理由に該当する場合には、国税庁長（同じ地方国税庁所管税務署管轄調整の場合には地方国税庁長）がその管轄を調整することができる。
 1. 納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と納税地が管轄を異にする場合。
 2. 一定の地域で主に事業をする納税者に対し、公正な税務調査を実施する必要がある等、納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を遂行することが不適切だと判断される場合。
 3. 税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または特殊関係人に該当する者等に対する税務調査が必要な場合。
 4. 税務官署別業務量と税務調査人材等を考慮して、管轄を調整する必要があると判断される場合。
 5. 租税不服請求の決定により再調査をする場合。
- ③ 調査対象者の業種と規模および税金脱漏疑惑規模、調査の難易度等を勘案し、調査管轄の調整が必要であると認められる場合には、税務署長は地方国税庁長に、地方国税庁長は税務署長に、それぞれ調査管轄の状況または下方修正を要請したり、委任することができ、この場合文書で行わなければならない。
- ④ 税務調査開始後に、納税者の納税地が変更され、租税不服請求の決定により再調査をする場合には、当初の調査官署で管轄する。ただし、租税不服請求の決定により、当初調査官署で再調査をする場合として調査管轄調整が必要な場合には、第2項により管轄調整をしなければならない。
- ⑤ 第2項から第4項までの規定により調査管轄が調整される等の場合においても、調査結果にともなう決定、更正の調査事務は納税地管轄税務署長または地方国税庁長が遂行する。

第6条（税務調査の協力体制）

- ① 調査官署長は調査管轄を異にする住所地（本店または主事務所の所在地を含む。）、事業所または取引先に対する調査が必要な場合には、調査開始前または調査進行中に協力を受ける事項を記載して、該当住所地、事業所、取引先管轄官署長に調査または現場確認を依頼することができる。ただし、調査管轄を異にする場合にも、ソウル、京仁（キョンイン）地域、広域市を含む同じ道内、他の道に隣接する税務署間のように交通体系等が同じ生活圏に該当し、直接調査が可能な時には例外とする。

② 第1項により協力事項の依頼を受けた官署長は、遅滞なく合法的手続により調査または現場確認等を実施し、調査進行に必要な期間内にその結果を当初依頼した調査官署長に回答しなければならない。

第3節 調査対象者の選定

第7条（納税者の誠実性推定）

調査公務員は、税務調査と関連して、「国税基本法」第81条の3（納税者の誠実性推定）により納税者が誠実で納税者が提出した申告書等が真実のものであると推定しなければならない。

第8条（調査対象者選定基準および公開）

① 地方国税庁長または税務署長は、「国税基本法」第81条の6により対象を選定して税務調査ができる。ただし、「国税基本法」第81条の6第2項第3号により無作為抽出方式によって標本調査を実施しようとする場合には、納税者の規模、業種等を勘案して誠実な納税者が調査を受ける事例が過多に発生しないよう制限的に運営しなければならない。

② 国税庁長は、税務調査の公平性、実効性の確保および国民の知る権利保護等を総合的に勘案し、合理的な水準で税務調査運用方向と調査対象者選定基準を公開しなければならない。

第9条（調査対象者の選定方法）

① 調査対象者の選定方法は定期選定と不定期選定で区分する。

② 定期選定は申告内容の適正の有無を検証するために、「国税基本法」第81条の6第2項で定めた範囲で、申告誠実度評価結果、未調査年度数等を基準として地方国税庁長または税務署長が一括して選定する。

③ 不定期選定は、公平課税と税法秩序の確立のために、「国税基本法」第81条の6第3項で定めた範囲で地方国税庁長と税務署長が選定する。この場合、税務署長が実施しなければならない緊急調査、部分調査、資料上調査および虚偽（税金）計算書受取者調査等を除いて、地方国税庁長の事前承認を受けなければならない。

④ 国税庁長は業種別申告誠実も、階層別、類型別、地域別税負担公平等を勘案して適正調査比率が維持されるようにしなければならない。

第10条（申告誠実度の評価）

① 申告誠実度は、法人税、所得税、付加価値税、源泉済世、譲渡所得税等の申告事項と各種税源情報等を反映し、電算システムによって評価することを

原則としており、税務情報資料収集等税源管理（以下、「税源管理」という。）情報による評価で補完することができる。

② 電算システムで申告誠実度を評価する際には、評価要素および加重値を科学的で客観的な方法で定めなければならない。

第11条（選定手続）

① 調査対象者は、納税地を管轄する地方国税庁長または税務署長が選定する。ただし、第5条第2項各号に該当する場合にはその限りではない。

② 国税庁長または地方国税庁長は、地方国税庁長または税務署長の調査対象者選定内容を検討、調整することができる。

③ 調査対象者を選定する際には、納税者の税務調査履歴およびすでに調査対象として選ばれているか等を確認し、重複調査を防止しなければならない。

第12条（重複調査の禁止および防止）

① 調査公務員は、税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第81条の4（税務調査権乱用禁止）第2項および同法施行令第63条の2の定めにより、再調査を実施できる例外的な場合を除いては、同じ税目および同じ課税期間に対し再調査をしてはならず、調査開始後にも重複調査事実が確認される場合には直ちに調査撤回および調査班（チーム）撤収等必要な措置をしなければならない。ただし、第3条第2号で定義した現場確認は調査とみなされず、「国税基本法」第81条の4第2項第2号の場合には、該当取引相手方との取引内容に対する部分調査に限定される。

② 重複調査を防止するため、地方国税庁および税務署の調査局、課長または誠実納税支援局長・個人納税課長・法人納税課長等は、調査履歴および調査対象者選定明細等を電算入力して管理しなければならない。

③ 部分調査を実施した納税者に対し全部調査を実施する場合、部分調査を受けた部分に対してはすでに調査したとみなす。

④ 一般税務調査対象者に選ばれた納税者に対し、租税犯則調査を実施した場合には、該当税目の調査対象期間に対する一般税務調査はすでに実施したとみなす。

第4節 調査計画の策定

第13条（調査対象課税期間）

① 調査対象課税期間は、「国税基本法」第81条の6第2項から第4項までの規定にともなう調査対象者選定理由を勘案して最小限の範囲で定めなければならない。

② 租税犯則調査の調査対象課税期間は、租税脱漏手法、規模等を勘案して国税賦課の除斥期間範囲で決めることができる。

第14条（調査班（チーム）の編成および運営）

① 調査計画を策定する場合には、調査類型、調査対象者の業種、規模および調査業務量等を考慮して、適正な人員で調査班（チーム）を編成しなければならない。

② 地方国税庁長および税務署長は専門家支援、効率的な調査管理、調査性の向上等のために、業種別、取引類型別調査専門担当班または調査人材プール（Pool）を編成、運営することができる。

③ 調査班（チーム）の構成員は、効率的な調査管理に支障のない範囲内でいつでも交替、編成でき、特別な事情がなければ調査班（チーム）構成員の二分の一を越える人員を一年以上同じ調査班（チーム）に編成することはできない。

第15条（調査期間）

① 調査官署長は、「国税基本法」第81条の8（税務調査期間）第1項により調査対象税目、業種、規模、調査難易度等を勘案して税務調査期間が最小限になるようにしなければならない。

② 調査官署長は第1項により調査期間を定めるにあたっては、「国税基本法」第81条の8第2項で定める通り、調査対象課税期間中の年間収入金額、または譲渡価額が最も大きい課税期間の年間収入金額または譲渡価額が100億ウォン未満（付加価値税に対する税務調査の場合、一課税期間供給価格額の合計額が50億ウォン未満）の納税者（以下、この規定で「中小規模納税者」という。）に対する税務調査期間は20日以内にしなければならない。ただし、「国税基本法」第81条の8第3項各号のいずれかに該当する場合にはその限りでない。

第16条（調査期間の計算）

① 調査期間の計算は、調査開始日から調査終了日までの期間とし、調査期間中の土曜日、公休日を含めて計算する。

② 第37条により税務調査が中止された期間は、「国税基本法」第81条の8第4項但書により調査期間計算に含まない。

第17条（調査方法）

税務調査方法は、調査対象者の納税誠実度水準、事業規模、業種、課税資料、分析内容、脱漏疑惑事項および脱税情報内容等を考慮して、次の各号の方法で実施することができる。

1. 全部調査をする場合には、その納税者が備置、記帳している帳簿およびそれに関連した証拠書類（電算組織によって帳簿と証拠書類を作成した時には電磁気録を含む。以下同じ。）調査とその帳簿の真実性可否を検証するための実物調査、生産収率検討、各種現況調査、取引先調査または取引先現場確認および金融取引現場確認。
2. 部分調査をする場合には、税金脱漏疑惑がある特定項目、部分または取引の一部に対して第1号の調査方法を準用する。
3. 簡便調査をする場合には、書面審理および準備調査結果に現れた問題点を中心に、郵便質問による解明資料の検証または短期間の現場調査。

第18条（統合調査の実施）

- ① 税務調査は、「国税基本法施行令」第63条の12各号のいずれかに該当する場合を除いては、「国税基本法」第81条の11（統合調査の原則）により、その納税者の事業と関連して税法により申告、納付義務がある税目を統合して実施することを原則とする。
- ② 調査官署長は、第1項により税務調査を実施した場合には、調査範囲、細目等を電算に入力して管理しなければならない。

第19条（部分調査の実施）

- ① 納税者の便宜および調査の効率性等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する場合には部分調査を実施することができる。
 1. 移転価格調査
 2. 税務情報、課税資料等によって特定項目、部分または取引の一部に対して申告の適正の有無を検証する必要がある場合。
 3. 税務調査、企画分析等の結果、特定項目に対する共通的問題に対し、自己是正機会を付与したにもかかわらずこれを履行しなかった場合。
 4. 部分調査のみで税務調査の目的を達成できると判断される場合。
- ② 調査官署長は、第1項により税務調査を実施した場合には、調査範囲、細目等を電算に入力して管理しなければならない。

第20条（関係人に対する同時調査の実施）

- ① 調査の効率性、納税者便宜等を勘案し、調査対象納税者と出資関係にある者、取引がある者または納税者と特殊関係にある者等、関係人（法人を含む。以下、「関係人」という。）が調査対象者に選ばれたり、租税脱漏疑惑がある場合には、その関係人を同時に調査することができる。
- ② 第1項により、関係人に対し同時調査を実施しようとする場合には、

地方国税庁長（関係人の納税地が他の地方国税庁管轄である場合には国税庁長）の承認を受けなければならない。ただし、関係人に対する同時調査が、部分調査である場合には、地方庁長の承認なく同時調査を実施することができる。

③ 第1項および第2項により、同時調査を実施する場合として調査管轄調整が必要な際には、第5条第2項により管轄調整をしなければならず、税務調査事前通知等の一般調査手続を遵守しなければならない。

第5節 税務調査の開始

第21条（税務調査の事前通知）

① 税務調査を実施する場合には、「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第1項の定めに従い、税務調査事前通知（別紙第1号書式）を作成して調査開始10日前に納税者または納税管理人に送達して送達を確認できる根拠書類を保管しなければならない。ただし、租税犯則調査または「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第1項但書により、事前通知をしたことで証拠隠滅等のおそれがあり調査目的を達成できないと認められる場合には、調査官署長の承認を受けて事前通知を省略して調査を始めることができる。

② 第1項但書により税務調査を始めた場合には、税務調査開始時に税務調査事前通知を省略した旨が記載された税務調査通知を交付しなければならない。

③ 第56条第2項から第4項までの規定により税務調査を実施する場合には、代表共同事業者に、第1項または第2項にともなう税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。ただし、第56条第3項および第4項の規定により、代表共同事業者でない共同事業者（以下、「非代表共同事業者」という。）を税務調査する場合には、非代表共同事業者にも第1項または第2項にともなう税務調査事前通知または税務調査通知をしなければならない。

④ 調査官署長は調査される納税者に税務調査事前通知または税務調査通知をする際に、税務調査にともなう案内等をしなければならない。

⑤ 税務調査事前通知または税務調査通知をする場合には、「調査理由」欄に調査対象選定理由と法的根拠を記載しなければならない。調査対象課税期間に対しすでに税目別調査または部分調査を実施した場合には、「調査除外対象」欄に調査除外対象税目、課税期間および範囲等を明確に記載して重複調査を防止しなければならない。

第22条（税務調査の延期）

① 調査官署長は次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には、調査開始を延期することができる。

1. 「国税基本法」第81条の7（税務調査の事前通知と延期申請）第2項および同法施行令第63条の7第1項で定めるところにより、納税者が調査を受けることが困難な場合。
 2. 「納税者保護事務処理規定」第59条第4項により、納税者保護担当官が税務調査の一時中止を要請する場合。
 3. その他やむを得ない理由があり、調査の開始を延期する必要があると判断される場合。
- ② 調査官署長は第1項第1号による税務調査延期理由等で納税者が延期申請をする場合には、その内容を検討し、「国税基本法」第81条の7第3項により税務調査延期申請に対する承認の有無を税務調査延期申請結果通知書式によって、調査開始前まで納税者に通知しなければならない。
 - ③ 調査官署長が第1項により税務調査を延期する場合には、当初調査開始予定日前日まで税務調査延期通知書式にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。ただし、納税者が税務調査延期申請をした場合には第2項に従う。
 - ④ 調査官署長は、税務調査延期期間が終了した際には、特別な理由がなければ遅滞なく調査を始めなければならない。ただし、延期期間が終了する前でも、延期理由が消滅したり、証拠隠滅憂慮または租税債権早期確保等至急調査を実施しなければならない理由が発生した場合には、税務調査を始めることができる。
 - ⑤ 第4項により税務調査を始める場合に、当初納税者に通知した延期期間と異なる調査を始める際には、納税者に税務調査再開通知書式にその理由を記載して通知しなければならない。この際、調査班（チーム）が変更される等の理由が発生した場合には、新しく調査計画を策定して調査を始める。

第23条（調査開始時遵守事項）

- ① 調査管理者は、調査開始前に調査公務員を対象に別途定めた調査公務員の行動規則遵守に対する教育を実施しなければならない。
- ② 調査公務員が税務調査を始める際には、身分証と調査員証を必ず所持して納税者または関係人に提示しなければならない。
- ③ 調査公務員は調査理由、調査期間、権利救済手続等必要な事項を納税者に詳細に説明した後調査を始めなければならない。

第24条（納税者権利憲章の交付および朗読）

調査公務員が税務調査を始めるに際し、「国税基本法」第81条の2（納税者権利憲章の制定および交付）に従い、国税庁長が制定、告示した納税者権利憲章を

納税者に交付し、その要旨を直接朗読する等納税者が保証されることができる権利を説明しなければならず、納税者権利憲章等受領および朗読確認書を提出させて調査書類とともに保管しなければならない。

第25条（清廉誓約書の作成および管理）

- ① 調査公務員が税務調査を始める際には、調査対象者および税務代理人（弁護士、公認会計士または税理士をいう。以下同じ。）と共に清廉誓約書を作成して、調査官署長に提出しなければならない。
- ② 調査対象者または税務代理人が清廉誓約書作成に同意しない場合には、調査公務員が調査対象者または税務代理人の声明を記載し署名欄に「捺印拒否」と表記して、調査官署長に提出しなければならない。

第6節 税務調査の進行

第26条（納税者の権益保護）

- ① 調査公務員は、税務調査過程で法令に定めた納税者の権益を保護して、別表1に定めた調査公務員の行動規則遵守を遵守しなければならない。
- ② 調査管理者は、「納税者保護事務処理規定」第54条により納税者保護担当官が納税者権利保護が必要であると判断して税務調査に対して是正要求をした場合には、要求した措置を履行しなければならない。ただし、是正要求を受け入れることが困難な場合には、その意見を納税者保護担当官に通知しなければならない。
- ③ 第2項但書により是正要求を受け入れることが困難であると通知した事案に対し、「納税者保護事務処理規定」第54条第6項により納税者保護（担当）官から「是正命令書」を受取る場合、調査管理者は遅滞なく「是正命令書」で命令した措置を履行しなければならない。

第27条（税務調査関連情報の提供）

調査公務員は納税者が「国税基本法」第81条の14（情報の提供）により税務調査と関連して権利行使に必要な情報を要求する場合、速やかに提供しなければならない。

第28条（税務調査時助力を受ける権利の保障）

- ① 調査公務員は、税務調査を実施するにあたり、納税者が「国税基本法」第81条の5（税務調査時助力を受ける権利）により税務代理人が調査に参加し、意見を述べるようにしなければならない。

② 調査公務員は、第1項により税務代理人が調査に参加し、意見を述べるようにする場合には、該当税務代理人からその権限があることを証明する委任状を提出させ、調査官署長に報告しなければならない。

③ 調査公務員は税務代理人が第2項にともなう委任状を提出しなかったり、第1項にともなう助力の範囲を越えて調査を邪魔したり遅らせようとする場合や、偽りを述べる場合または納税者が直接述べる必要がある場合等には、納税者が直接意見を述べるように要求することができる。

第29条（命令事項違反等に対する措置）

① 調査公務員は調査される納税者が帳簿または証拠書類、物、その他の関連文書等を破棄、隠匿、閲覧、または提出命令に対し忌避、遅延する場合には、調査期間の延長、過怠金の賦課、租税犯則調査の実施、「租税犯処罰法」等関連法令にともなう通告処分等適切な措置を講じなければならない。

② 調査公務員は、納税者と税務代理人が税務調査と関連して金品またはもてなしを提供、斡旋しようとする場合には、これを拒否して、「国税庁公務員の行動綱領」により必要な措置を講じなければならない。

第30条（調査権の乱用禁止）

① 調査公務員は、「国税基本法」第81条の4（税務調査権乱用禁止）により、適正で公平な課税の実現のために必要な最小限の範囲で税務調査を実施すべきで、他の目的等のために調査権を乱用してはならない。

② 調査公務員は、調査便宜等の目的で次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. 税務調査を実施して関連法令および規定で定めた手続によらず、任意に関連帳簿、書類等を押収、搜索し、一時保管する行為。

2. 関連法令および規定で定めた承認手続によらず、任意に調査期間の延長、調査範囲の拡大または取引先現場確認をする行為。

3. 取引先、関係人等に対する調査を実施して、調査対象者選定、電算入力、調査通知等関連法令および規定で定めた調査手続を遵守せず調査を実施する行為。

4. 税務調査と関連のない納税者とその関係人の私生活等に関する質問をする行為。

5. その他税務調査を実施して納税者の権利を不当に侵害する行為。

③ 調査管理者は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で調査権を乱用する行為が発生しないように、調査手続遵守可否等を管理、監督しなければならない。

④ 調査官署長は第1項または第2項を違反した調査公務員と第3項にともなう管理・監督を疎かにした調査管理者に対し、「国税庁公務員賞罰規定」の定めるところにより処罰し、当事者の帰責事由があるか否かによって調査分野からの退出、教育等の適切な再発防止措置を講じなければならない。

第31条（秘密維持の義務）

① 調査公務員（調査管理者を含む。以下同じ。）は、税務調査に関連した納税者の課税情報を他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途で使用してはならない。ただし、「国税基本法」第81条の13第1項但書の理由に該当する場合には、その使用目的に合致する範囲において納税者の課税情報を提供することができる。

② 調査公務員は、調査に関連して知り得た事実のうち一般的に公表されない事項、もしくは公表された場合に政府と該当納税者に不利益になる事項に対して、在職中はもちろん、退職後においても漏洩してはならない。

③ 「国税基本法」第81条の13第2項により課税情報の提供の要請を受けた税務官署長は、管轄地方国税庁長または国税庁長の事前承認を受けた後、提供することができる。

第32条（不実課税の防止）

① 調査公務員は、税務調査を遂行するにあたり、客観的事実に基づいて適法、公正に課税しなければならない。

② 調査公務員は、調査過程で納税者と異見があつたり、単独的に判断することが困難な法令解釈事項がある場合には、課税基準諮問申込書によって国税庁徴税法務局長に課税基準諮問を申し出ることができる。

③ 調査公務員は、調査過程で納税者と異見があつたり、単独的に判断することが困難な事実判断事項に対しては、課税事実判断諮問申込書によって地方国税庁または税務署納税者保護担当官に課税事実判断諮問を申し出ることができる。

④ 調査公務員は、調査過程で発生した課税争点が国税庁長の定める基準に該当する場合、調査審議チームに調査終結前までに事前審議を申し出なければならない。

⑤ 調査官署長は、調査公務員が税務調査を遂行する過程で不実課税が発生しないように管理、監督しなければならない。

⑥ 調査公務員が調査し、告知した処分が不服請求等の過程で引用または取消になった場合として国税庁長が定める基準に該当する事案に対しては、本・地方庁監査官は不実課税の有無に対する審査または調査を実施でき、調査官署長が

その結果法令適用または事実調査等において重大な帰責事由があると判定される場合には人事上不利益等必要な措置を講じなければならない。

第33条（調査場所の限定）

- ① 税務調査は主事務所、主な事業所または住所地で実施することを原則とする。ただし、納税者が事業所以外の税務調査場所申込書によって調査場所の変更を申し出る場合、およびその納税者の便宜のためにやむを得ない事情のある場合には、調査官署長の承認を受けて、調査官の事務室またはその他の税務調査に適した場所で実施することができる。
- ② 事務室調査、簡便調査をする場合には、調査官の事務室で調査を実施することができる。

第34条（調査時間の制限）

- ① 納税者を直接相手にする税務調査は、その納税者の日課時間内に実施しなければならない。ただし、納税者の要求や納税者の同意があった場合には、日課時間以外でも税務調査を実施することができる。
- ② 夜間業者または主に公休日と土曜日に営業をする納税者の場合には、夜間、公休日または土曜日に税務調査を実施することができる。
- ③ 第2項以外の場合として調査される納税者が公休日または土曜日に調査の実施を要請する場合には、調査官署長の承認を受けて該当公休日または土曜日に調査を実施することができる。

第35条（調査期間の短縮）

- ① 調査公務員は、税務調査期間を短縮するための最大限の努力をするべきであり、記帳および会計処理の透明性等納税誠実度を検討してこれ以上調査する必要がないと判断される場合には、調査期間終了前でも調査を早期に終結することができる。
- ② 調査過程で収集した資料のうち情報交換等を通じて外国の権限ある機関に確認を要請した事項がある場合、調査官署長は、確認を要請した事項を除いて調査が完了した部分に対して先に税務調査を終結することができ、この場合確認要請した事項に対する回報がある時にはその内容により処理しなければならない。
- ③ 調査を全て終結させるのに長期間必要とされると判断される統合調査は、移転価格調査、株式変動調査等完了された部分を除き、残りの部分に対して先に調査を終結し、移転価格調査、株式変動調査等はその調査が完了した時点で終結することができる。

④ 調査過程で課税基準諮問または課税事実判断諮問を申し出た場合には、これを除いて調査が完了した部分に対して先に調査を終結し、諮問申込事項はその結果の通知を受けた時点で終結することができる。

第36条（調査期間延長の制限）

① 調査公務員は、「国税基本法」第81条の8但書により税務調査過程で調査期間を延長することができる。

② 第1項により調査期間を延長しようとする場合には、次の各号の手続に従う。

1. 第15条第2項による中小規模納税者以外の納税者に対する調査で調査期間を延長する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。ただし、租税犯則調査の場合には、第88条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。

2. 第15条第2項で定める中小規模納税者に対し、税務署長が実施する調査期間を延長しようとする場合には、初回の延長は調査管轄官署の納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には調査官署長）の承認を受けなければならない。二回目以降の延長は地方国税庁納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には租税犯則調査審議委員会）の承認を受ける必要があり、また延長期間はそれぞれ20日以内に制限される。

3. 第15条第2項で定める中小規模納税者に対し地方国税庁長が実施する調査の調査期間を延長する場合には、初回の延長は地方国税庁納税者保護担当官（租税犯則調査の場合には租税犯則調査審議委員会）の承認を受けなければならない。二回目以降の延長は国税庁納税者保護観の承認を受ける必要があり、また延長期間はそれぞれ20日以内に制限される。

4. 第2号および第3号を適用するにあたり、税金計算書に対する追跡調査が必要な場合等第15条（調査期間）第2項但書のいずれかに該当する場合には、延長期間の制限を受けない。

③ 調査公務員は第2項により調査期間が延長する場合には、その内容を税務調査期間延長通知書によって納税者に通知しなければならない。

④ 第37条により税務調査が中止、再開になる場合には、第1項および第2項に関係なく、調査期間中中止された期間に該当する日数程度、調査期間が延長されるという内容が記載された税務調査中止通知および税務調査再開通知書を納税者に通知することによって、調査期間が延長される。

第37条（税務調査の中止）

① 調査官署長は、「国税基本法」第81条の8により納税者が資料の提出を

遅延する等、同法施行令第63条の10各号のいずれかに該当する理由があり、調査進行が困難であると判断される場合には最小限の期間で、調査を中止することができる。

② 調査官署長は、第1項にともなう税務調査中止理由があつて納税者が税務調査中止申請をする場合、その内容を検討し、税務調査（中止・延長）申請結果通知書に税務調査中止の有無を記載して通知しなければならない。

③ 調査官署長が第1項により税務調査を中止する場合には、税務調査中止通知書にその理由を記載して納税者に通知しなければならない。ただし、納税者が税務調査中止申請をした場合には第2項に従う。

④ 調査官署長は、税務調査の中止期間が終了した際に、特別な理由がなければ遅滞なく調査を再開しなければならない。ただし、中止期間が終了する前であっても、中止理由が消滅したり証拠隠滅憂慮または租税債権確保等で至急調査を再開しなければならない理由が発生した場合には、税務調査を再開することができる。

⑤ 第4項により税務調査を再開する場合には、納税者に税務調査再開通知書にその理由を記載し、通知しなければならない。

⑥ 調査の再開にあたり調査班（チーム）が変更される等の理由が発生した場合には、新しく調査計画を策定しなければならない。

第38条（調査範囲等の遵守）

調査公務員は、税務調査を実施する間、調査対象課税期間および調査対象細目、調査期間等に対して事前に定めた範囲と限界を遵守しなければならない。

第39条（調査範囲拡大の制限）

① 調査公務員は、「国税基本法」第81条の9により具体的な税金脱漏疑惑が様々な課税期間または他の税目まで関連したことが確認される場合等、同法施行令第63条の11各号のいずれかに該当する場合を除き、調査進行中調査範囲を拡大することができない。

② 第15条第2項による中小規模納税者以外の納税者に対する調査で、調査範囲を拡大する場合には、納税者保護委員会の承認を受けなければならない。

③ 第15条第2項にともなう中小規模納税者に対し調査範囲を拡大する場合には、初回の調査範囲拡大は調査管轄官署の納税者保護担当官の承認を受けなければならない。二回目以降の拡大は上級官署の納税者保護（担当）官の承認を受けなければならない。ただし、部分調査で調査範囲を拡大する場合には、調査官署長の承認を受けなければならない。

④ 第2項および第3項にもかかわらず、「租税汎処罰法」第3条にともなう

租税犯則調査で切り替える過程で調査範囲を拡大し、租税犯則調査で調査範囲を拡大する場合には第 88 条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。

⑤ 調査公務員は、調査範囲が拡大した場合には、その事実を調査範囲拡大（類型転換）通知書によって納税者に通知しなければならない。

第 40 条（帳簿、書類等の一時保管）

① 調査公務員は、納税者の証拠隠滅憂慮等で税務調査の目的を達成できないと判断される場合、調査管轄地方国税庁長の承認を受けて帳簿・書類等の一時保管方法による調査計画を策定することができ、調査開始時各税法の質問調査権により帳簿・書類・証明等の提出を要求して、「国税基本法」第 81 条の 10 第 1 項但書により納税者の同意を受けて税務調査期間中、関連帳簿・書類・証明等を調査官署に一時保管することができる。

② 調査進行中証拠隠滅憂慮等緊急な場合には、調査官署長の承認を受けて、納税者の同意の下に帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管することができる。この場合、その事実を翌日までに管轄地方国税庁長に報告し、承認を受けなければならない。

③ 第 1 項または第 2 項により納税者の帳簿、書類、証明等を調査官署に一時保管しようとする場合には、納税者、所持者または保管者等正当な権限がある者に、調査に支障がない限り直ちに帳簿、書類等を返還される可能性があることを説明し、帳簿、書類等、一時保管同意書を受取るべきであり、一時保管証、一時保管書類等の目録および帳簿、書類等返還要請書を交付しなければならない。

④ 納税者が事業所以外の税務調査場所を申請することで、調査官署の事務室等において税務調査を実施する場合または事務室調査、簡便調査を実施する過程で、納税者が帳簿・書類等の原本を調査官署に任意提示する場合にも、第 3 項によって一時保管証および一時保管書類等の目録を作成し、納税者に交付しなければならない。

⑤ 帳簿、書類等の一時保管は調査目的に必要な最小限の範囲で実施するべきであり、一時保管した帳簿、書類のうち証拠書類としての活用価値がないと判断されるものについては納税者に直ちに返還しなければならない。

⑥ 一時保管している帳簿または書類等に対し納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、調査公務員は、帳簿または書類等に対する写本を保管でき、その写本が原本と違わないという事実を確認する納税者の署名または捺印を要求することができる。

⑦ 調査公務員は、第 5 項または第 6 項により一時保管していた帳簿、書類等を

返還する場合には、帳簿、書類等返還確認書を納税者から受けて保管しなければならない。

第41条（調査の進行）

① 調査公務員は、税務調査進行過程で税金脱漏疑惑等に対し納税者に解明できる機会を与えなければならない。

② 調査公務員は、税務調査過程で調査される納税者に、課税要件および事実関係糾明等に必要な書類、証明、物等の提出、閲覧および解明を要求する場合には、帳簿、書類等資料提出要求書によって要求し、要求事項目録を作成して保管しなければならない。ただし、法令等によって備置、記帳義務がある会計帳簿および関連証明は口頭で要求するものの要求事項目録を作成、保管しなければならない。

③ 調査公務員は、調査した事項について毎週調査管理者に報告しなければならない。ただし、調査期間が短い場合や、遠距離出張調査等、業務の都合上やむを得ない場合には、調査管理者の指示により報告することができる。

④ 調査公務員は、課税の根拠資料を確保し、今後不服請求等に備えなければならない。納税者または関係人等の確認が必要な事項に対しては確認書または陳述書（叙述型、問答型）を受けなければならない。

第42条（調査類型転換の要件）

① 税務調査時に次の各号のいずれかに該当する理由がある場合には、調査類型を切り替えることができる。

1. 部分調査または税目別調査過程で発見された税金脱漏行為が課税期間の全般的な事項または他の税目に関連する場合。

2. 全部調査過程で全般的な事項に対する調査よりも特定項目等に対し詳細な調査することが効率的であると判断された場合。

3. 第76条第2項各号のいずれかに該当する理由が発生した場合。

② 第1項第1号の理由で調査類型を切替えようとする場合には、「納税者保護事務処理規定」第43条および第44条により、納税者保護担当官または納税者保護委員会の承認を受けなければならない。ただし、租税犯則調査で切り替える過程で調査範囲を拡大したり、租税犯則調査過程で調査範囲を拡大したりする場合には、第88条により租税犯則調査審議委員会の承認を受けなければならない。

③ 第1項第2号の理由で調査類型を切替えようとする場合には、調査官署長の承認を受けなければならない。調査公務員は調査範囲拡大（類型転換）通知書によってその旨を該当納税者に通知しなければならない。

④ 第1項第3号により租税犯則調査で切替えようとする場合には、第76条第3項および第4項に従う。

第43条（金融取引現場確認の制限）

① 税務調査目的で金融取引現場確認が必要な場合には、次の各号の手続により実施するべきで、「金融実名取引および秘密保障に関する法律」と「相続税および贈与税法」等関連法令で定めた範囲と手続を遵守しなければならない。

1. 金融取引現場確認対象者（または口座）を選定したり、連結口座（または連結小切手入出金口座）のうち、承認を受けない者名義の口座に対する金融取引情報を問合わせようとしようとする際には、照会対象期間等の照会範囲を特定し、調査管轄地方国税庁長の承認を受けなければならない。この場合、照会対象期間は調査対象課税期間で限定するが、調査対象課税期間内の脱漏疑惑確認等と関連して必要な場合には調査対象課税期間以外の期間に拡大することができる。

2. 地方国税庁長の承認を受けた者（または口座）に対し、承認対象期間以外の期間に対する金融取引情報提供を要求しようとする際には、調査官署長（調査局長、税務署長）の承認を受けなければならない。

3. 調査期間終了後には金融機関に対して金融取引情報提供を要求することができない。

② 税務調査過程でクレジットカード変則取引、虚偽（税金）計算書授受疑惑等に対する金融取引現場確認が緊急に必要な場合には、第1項に関係なく調査官署長（調査局長、税務署長）の承認を受けて始めることができ、またこの場合、始めた日の翌日までに金融取引現場確認対象者と緊急な理由等を地方国税庁長に報告しなければならない。

第44条（取引先調査および取引先現場確認の制限）

① 税務調査過程で調査対象納税者の取引先または取引相手方に対する調査が必要な場合には、該当取引先を調査対象者で選定しなければならない。この場合、調査対象者選定、調査管轄調整、税務調査通知等一般的な税務調査手続を遵守しなければならない。

② 税務調査過程で、調査対象納税者の取引先または取引相手方に対し第3条第2号で規定した現場確認が必要な場合には、その理由と範囲を表示して所管調査課長の承認を受けて実施し、現場確認出張証にその理由等を記載して現場確認対象取引先または取引相手方に提示しなければならない。

第7節 税務調査の終結

第45条（調査の終結）

- ① 調査公務員が税務調査を終結しようとする際には、調査した内容を整理して調査官署長に報告しなければならない。
- ② 調査終結報告を受けた調査官署長は、その内容を検討して調査の終結の有無を決めなければならない。
- ③ 調査公務員は、納税者または納税管理人に調査結果について具体的に説明するべきで、調査結果に対する異議がある場合、納税者の権利救済方法を詳細に教えなければならない。

第46条（調査結果の通知）

- ① 調査公務員は納税者に通知した調査期間が終了した日（ただし、通知した調査期間前に調査を終結した場合には調査終結日）から20日以内に、「国税基本法」第81条の12により税務調査結果通知書（「国税基本法施行規則」別紙第56号書式）に税務調査結果を記載し、納税者に通知しなければならない。ただし、「国税基本法施行令」第63条の13に規定された各号のいずれかに該当する場合には通知を省略することができるが、個人事業者の住所地や法人代表者の住所地が確認される場合にはその住所地で通知しなければならない。
- ② 個人共同事業者に対する調査結果通知は第21条第3項を準用する。
- ③ 第1項に規定された期間内に税務調査結果通知をできないやむを得ない理由がある場合には、調査官署長（調査局長、税務署長）に報告し、その理由を納税者に通知しなければならず、その理由が解消されれば遅滞なく税務調査結果を第1項により通知しなければならない。

第47条（決定、更正）

- ① 調査終結指示を受けた調査公務員は、課税前適法可否審査請求期間が経過したり、課税前適法可否審査決定がある場合または納税者の早期決定申請がある場合には、遅滞なく諸税決定、更正決定書を作成しなければならない。
- ② 決定、更正決議は定められた書式で作成し、摘出事項に対してはその内容と根拠を調査書に詳細に記載して先に調査者の職、姓名を記載した後署名、捺印する。
- ③ 調査管理者は決定、更正決定書と報告書を対照検討して遅滞なく決裁する。

第48条（決定、更正の留保）

- ① 納税者が税務調査結果通知に対して「国税基本法」第81条の15（課税前適否審査）により課税前適否審査を請求した場合には、その請求した部分に

対しては救済決定、更正を留保しなければならない。

② 「国税基本法」第81条の15（課税前適否審査）第2項および同じく法施行令第63条の14第3項に該当する場合には、課税前適否審査請求中でも調査内容により決定、更正することができる。この場合、課税前適否審査のうち決定理由書「課税前適否審査事務処理規定」よってその理由を請求人に通知しなければならない。

第2章 一般税務調査

第1節 法人調査管理

第49条（法人税調査の管轄）

法人税の調査は、調査対象法人の納税地を管轄する税務署長または地方国税庁長が管轄する。ただし、第5条第2項の規定により、地方国税庁長または国税庁長はその管轄を調整することができる。

第50条（法人税等の統合調査および同時調査）

① 法人に対して法人税一般の税務調査または租税犯則調査をする際は、「国税基本法施行令」第63条の12各号のいずれかに該当する場合を除いては、法人の事業に関連して申告納付義務がある税目に対して統合調査を実施することを原則とする。

② 法人に対する統合調査を実施するにあたり、調査対象の課税期間に株式変動事項がある場合（調査対象課税期間ではなく、事業年度が株式変動調査対象に選定された場合を含む。）またはその法人の最大株主（特殊関係者を含む。）が資金出所の調査対象に既に選定されている場合には、株式変動調査または資金出所調査を同時に実施する。ただし、効率的な調査運営または緊急調査を実施しなければならない必要がある等の場合には、株式変動調査を別に実施することができる。

③ 法人税納税地以外の主な事業所（収入金額が最も大きい事業所。ただし、製造または販売活動等主な営業活動のほとんどが行われている、別の事業所がある場合にはその事業所。）に対して管轄官署長が法人税以外の税目（付加価値税、個別消費税、酒税、源泉税等。以下、この条において「付加価値税等」という。）に脱税容疑があり、調査対象に選定しようとする場合であって、脱税容疑の範囲と規模等からみて統合調査が必要であると認められる際には、その事由を付け加えて地方国税庁長（管轄地方国税庁を異にする事業所がある場合には、国税庁長。以下、この条において「地方国税庁長」という。）の承認を受けて統合調査を実施することができる。

④ 第3項に基づいて統合調査を実施する場合であって調査管轄調整が必要な際は、第5条第2項の規定により管轄調整をしなければならない。

⑤ 事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施しようとする際は、その法人の法人税調査対象を選定するかどうかを地方国税庁長に照会して、次の各号の通りに処理する。

1. 法人税の調査対象者に選定されている場合には、付加価値税等の脱税容疑を法人税調査管轄官署長に通報して統合調査を行うようにする。ただし、脱漏行動や調査の緊急性等に該当する税目のみを調査する必要があると判断される場合には、地方国税庁長の承認を受けて事業所管轄官署長が調査することができ、国税庁長または地方国税庁長が主管する一斉調査や業種別調査等の場合には、地方国税庁長の承認を受けることなく事業所管轄官署長が付加価値税等の調査を実施することができる。

2. 法人税の調査対象者に選定されていない場合には、事業所管轄官署長が調査を実施する。

⑥ 法人に対する統合調査を実施する場合には、法人税および付加価値税等の調査対象課税期間は事業年度単位とする。ただし、付加価値税等の調査対象課税期間が法人税と異なる場合または課税正常化等税源管理のために必要がある場合には、付加価値税等の調査対象課税期間を拡大して実施することができる。

第51条（法人税緊急調査の実施）

① 「法人税法」第69条（随時賦課決定）および同法施行令第108条各号のいずれかに該当する事由で法人納税課長から緊急調査対象法人の名簿を引き継いだ調査課長は、直ちに別の計画を策定して、緊急調査を実施しなければならない。ただし、緊急調査対象法人が地方国税庁調査管轄に該当する場合には、直ちに地方国税庁長（法人定期調査担当局長）に報告しなければならず、報告を受けた地方国税庁長（法人定期調査担当局長）は、直接調査または委任調査等必要な措置を講じなければならない。

② 調査管轄官署長は、誇大広告、虚偽事実の流布、無分別なテレマーケティング等の詐欺やその他不正な方法で営業をしている新規事業者で、事業年度終了後には租税債権の確保が難しく、「法人税法施行令」第108条第1項第3号による租税を遁脱するおそれがあると認められる相当の理由がある場合には、緊急調査を実施することができる。

③ 第1項および第2項の規定による緊急調査対象法人の調査範囲は、「法人税法」第69条第2項に従う。

第52条（緊急調査の決定・更正方法）

- ① 緊急調査（随時賦課）は、租税債権の逸失等を防止するためにやむを得ない場合を除き、法人税法施行令第103条第2項の規定により実地調査方法により課税標準または税額を決定しなければならない。
- ② 推計決定、更正した場合でも、今後の法人税の課税標準および税額の申告書と帳簿および証憑書類等により実地調査が可能な場合には、実地調査により更正しなければならない。
- ③ 実地調査をする必要がないと判断される場合には、第51条に規定する緊急調査対象法人が最終事業年度分までに提出した書類（法人税の課税標準および税額申告書に準ずる書類）の内容を検討して決定、更正することができる。

第53条（所得金額の変動資料および移転所得金額通知書の処理）

- ① 税務調査の結果に基づいて処分されている配当、賞与およびその他所得は、法人所得金額を決定、更正する納税地管轄税務署長または地方国税庁長が所得金額変動通知書（1）[「所得税法施行規則」別紙第22号書式（1）]を作成して、その決定日または更正日から15日以内に法人に通知しなければならない。ただし、法人の所在地が明らかでなく、またはその通知書を送達することができない場合には、その株主および所得やその他所得の処分を受けた居住者に所得金額変動通知書（2）[「所得税法施行規則」別紙第22号書式（2）]により通知し、該当居住者の住所地管轄税務署長に電算出力された所得金額変動通知書を通知しなければならない。
- ② 所得金額の変動通知書の送達は、直接交付、書留郵便または電子メール等による。ただし、第1項但書に基づいて所得金額変動通知をする際に「国税基本法」第11条（公示送達）第1項各号のいずれかに該当する事由がある場合には、公示送達しなければならない。
- ③ 「国際租税調整に関する法律施行令」第16条第2項の規定による移転所得金額通知書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第6号の4書式]は、所得金額変動通知書に代えて処理する。
- ④ 税務署長または地方国税庁長が第1項の規定により法人に所得金額変動通知書を通知した場合には、通知したという事実（所得金額変動内容については含まない。）を、該当株主と賞与やその他所得の処分を受けた居住者に通知しなければならない。

第2節 個人調査管理

第54条（所得税調査の管轄）

- ① 所得税の調査は、所得税の納税地を管轄する税務署長または地方国税庁長が

管轄する。ただし、第5条第2項の規定により、地方国税庁長または国税庁長はその管轄を調整することができる。

② 第1項を適用するにあたり、共同事業者の所得税調査は、代表共同事業者の所得税納税地管轄官所長が管轄する。ただし事業所現況調査は、事業所管轄地方国税庁長または税務署長が管轄する。

③ 地方国税庁長は、次の各号のいずれかに該当する調査対象事業者については、事業所管轄税務署長が所得税調査をするように調査管轄を調整することができる。ただし、事業所と所得税の納税地を管轄する地方国税庁が異なる場合には、国税庁長が調査管轄を調整することができる。

1. 所得税の納税地が事業所と遠距離である事業者。
2. 地方国税庁長が税務署間調査業務量の適正な配分のために事業所管轄税務署長が調査する必要があると認める事業者。
3. 共同事業者として第1号または第2号に該当する事業者。
4. 事業所管轄税務署長が付加価値調査対象に選定した事業者。

④ 国税庁長または地方国税庁長は、調査対象の個人事業者の業種、事業規模、調査難易度および調査人員等を勘案して、所得税の納税地管轄または事業所管轄以外の税務署長が調査できるように調査管轄を調整することができる。

第55条（複数事業所の中で遠距離事業所調査依頼）

所得税調査を管轄する税務署長または地方国税庁長は、調査対象納税者の複数事業所の中で遠距離にあり、直接調査することが困難な事業所の場合には、事業所管轄税務署長または地方国税庁長にその事業所の調査を依頼することができる。

第56条（個人事業者の統合調査および同時調査）

① 個人事業者に対し、一般税務調査または租税犯則調査を実施するとは、「国税基本法施行令」第63条の12各号のいずれかに該当する場合を除き、その納税者の事業に関連して申告・納付義務がある税目に対して統合調査を実施することを原則とする。

② 調査対象に選定された納税者が共同事業所の代表共同事業者である場合、共同事業所も統合調査対象に含む。

③ 調査対象に選定された納税者が共同事業所の非代表共同事業者である場合、共同事業所は統合調査対象に含めないことを原則とする。ただし、共同事業所と調査対象者との取引、資金関係および持分比率等を考慮して、共同事業所に対する税務調査を実施するかどうかを決定することができる。

④ 共同事業所が調査対象に選定された場合、その代表共同事業者に対しては、

統合調査を実施することを原則とする。ただし、調査管轄官署長は、共同事業所と非代表共同事業者との取引、資金関係および持分比率等を考慮して、共同事業者それぞれを調査対象として選定し、同時に統合調査を実施することができる。

⑤ 事業所管轄官署長が所得税のほか税目（付加価値税、個別消費税、酒税、源泉徴収対象税目等。以下、この節において「付加価値税等」という。）を調査対象として選定し、統合調査を実施しようとするときは、その事由を加えて地方国税庁長（住所地が管轄地方国税庁を異にする場合には国税庁長。以下、この条において「地方国税庁長」という。）に統合調査の承認を受けなければならない。

⑥ 第5項の規定により統合調査を実施する場合であつて調査管轄調整が必要なときは、第5条第2項の規定により管轄調整をしなければならない。

⑦ 個人事業者に対し、統合調査を実施する場合には、所得税および付加価値税等の調査対象課税期間は、一年単位（1.1～12.31）とする。ただし、課税正常化等税源管理のために必要な場合には、付加価値税等の調査対象課税期間を拡大して実施することができる。

第57条（統合調査の調査管轄）

① 個人事業者のための統合調査は、所得税調査管轄官署長が実施することを原則とする。

② 事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施しようとするときは、その事業者の所得税調査対象を選定するかどうかを地方国税庁長に照会して、次の各号の通りに処理する。

1. 所得税の調査対象者に選定されている場合には、付加価値税等の脱税容疑を所得税調査管轄官署長に通報して統合調査するようにする。ただし、脱漏行動や調査の緊急性等に該当する税目のみ調査する必要があると判断される場合には、地方国税庁長の承認を受けて事業所管轄官署長が税目別調査をすることができ、国税庁長または地方国税庁長が主管する一斉調査や業種別調査等の場合には、地方国税庁長の承認を受けずに事業所管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施することができる。

2. 所得税調査対象者に選定されていない場合には、付加価値税等の調査管轄官署長が付加価値税等税目別調査を実施する。

第58条（名義偽装事業者に対する調査）

① 所得税調査の進行中に調査対象者が名義偽装者と確認された場合、調査官署長の承認を受けて実質所得者を調査対象に追加して、調査を実施しなければならない。

② 第1項の規定により実質所得者を調査対象に追加する場合は、実質所得者名義の他の事業所等を調査対象範囲に含めて、調査を実施することができる。

③ 実質所得者の調査管轄が異なる場合は、調査管轄を調整する等の一般的な調査の手続きを遵守しなければならない。

第59条（所得税緊急調査の実施）

① 「所得税法」第82条（随時賦課決定）および「所得税事務処理規定」第112条（随時賦課管轄・手続）に従って税源管理部署で緊急調査対象者名簿を引き継いだ調査課長は、直ちに別の計画を策定して緊急調査を実施しなければならない。ただし、緊急調査対象者が地方国税庁調査管轄に該当する場合には、直ちに地方国税庁長（調査局長）に報告しなければならない。

② 第1項但書により税務署長から緊急調査対象者名簿の報告を受けた地方国税庁長（調査局長）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、別途計画を策定して、緊急調査を実施し、直接調査する必要がないと判断された場合には、税務署長が別途計画を策定して調査するように、遅滞なく通報しなければならない。

1. 事業の規模、租税漏税容疑および経済的波及効果が大きいと判断された場合。
2. 地方国税庁の実地調査対象に選定されている場合。

第3節 取引秩序正常化等の調査管理

第60条（付加価値税調査の管轄）

① 付加価値税調査は、事業所を管轄する税務署長が実施することを原則とする。ただし、調査対象者の業種、事業規模、業務量、調査難易度等を勘案して必要な場合には、事業所管轄地方国税庁長が実施することができる。

② 統合調査を実施する場合には、法人税、所得税の納税地管轄税務署長または地方国税庁長が税務調査を実施することを原則とし、調査対象納税者の事業所が複数ある場合は、特定事業所を管轄する税務署長または地方国税庁長が地方国税庁長または国税庁長の承認を受けて他の事業所まで調査を実施することができる。

第61条（付加価値税の調査対象者に対する統合調査）

① 付加価値税（追跡調査対象者を含む。）の調査対象者に選定された者は、「国税基本法施行令」第63条の12各号のいずれかに該当する場合を除き、第50条、第56条および第57条の規定により統合調査することを原則とする。

② 「国税基本法施行令」第63条の12各号のいずれかに該当し、地方国税庁長

または税務署長が付加価値税等に対する実地調査計画を策定する際には、調査対象課税期間および調査範囲を明確にし、これを徹底的に遵守するように監督することにより、今後同じような課税期間に対する統合調査が実施されても重複調査という誤解が発生しないようにしなければならない。

第62条（調査結果の措置）

- ① 調査結果「租税犯処罰法」第10条（税金計算書の発行義務違反等）に違反した者に対しては、「租税犯処罰手続法」第12条（報告）、第15条（通告処分）、第17条（告発）と同規定第89条および第91条に定めるところにより、報告および犯則処分しなければならない。
- ② 第1項の規定による通告処分および告発の場合、実際行為者と「租税犯処罰法」第18条（両罰規定）に基づいて両罰規定の適用対象者も一緒に通告処分および告発しなければならない。ただし、死亡等の事由により通告処分および告発することができない場合には、その理由を記載して調査官署長の決裁を受けて終結しなければならない。

第63条（資料仲介行為者に対する措置）

- ① 資料上の税務代理人または資料上から偽（税金）計算書の交付を受けた者の税務代理人として偽（税金）計算書授受を斡旋、仲介または幫助した者は、「企画財政部税理士懲戒委員会」または「税務士会」、「公認会計士会」に懲戒を要求したり、第62条の規定を準用して処分する。
- ② 第1項の規定による税務代理人以外の者であって資料商間または資料商と取引した者間の資料を斡旋、仲介した者に対しては、「租税犯処罰法」第10条（税金計算書の発行義務違反）の規定に違反した事実を調査し、第62条の規定を準用して処理する。

第64条（個別消費税等の調査管理）

個別消費税、酒税、証券取引税、印紙税、交通、エネルギー環境税等に関する調査事務は、第1章（総則）および第60条から第63条までの規定を準用する。

第4節 国際取引調査管理

第65条（移転価格審議委員会）

- ① 移転価格調査の国際的基準に合う公正かつ合理的な運営を図るため、地方国税庁（調査1局。ソウル庁は国際取引調査局。）内に移転価格審議委員会（以下、この節では「委員会」という。）を置く。

② 委員会は、次の各号の事案に関連して、移転価格調査結果を事前に審議して調整する。

1. 所得調整額が50億ウォン以上の移転価格調査終結予定事案
2. 納税者が異議を提起する移転価格調査終結予定事案
3. その他委員会で検討する必要があると判断する事項

第66条（資料提出の要求）

① 調査公務員は、移転価格調査等国際取引に関する税務調査時「国際租税調整に関する法律施行令」第19条第1項の規定により、調査対象者またはその国外特殊関係者に次の各号に該当する資料の提出を求めることができる。

1. 資産の譲渡、買取等に関する各種関連契約書
2. 製品の価格表
3. 製造原価計算書
4. 特殊関係のある者と特別関係がない者を区別した品目別取引明細表
5. 役務の提供やその他取引に関連した第1号から第4号までの規定に準ずる書類
6. 法人の組織図および業務分担表
7. 国際取引価格決定資料
8. 特殊関係にある者間の価格決定に関する内部指針
9. 該当取引に関連する会計処理基準および方法
10. 該当取引に関連する者の事業活動内容
11. 特殊関係にある者との相互出資の現況
12. 所得税、法人税等申告時に不足した書式または項目
13. 多国籍企業集団のサービス取引に関連して、その取引明細を把握することができる次の各目の資料
 - ア. サービス契約書
 - イ. 居住者と国外特殊関係者間の関係図
 - ウ. サービス取引当事者の内部組織図および組織別説明資料
 - エ. サービス提供のために発生した費用の支出項目別明細書
14. 正常原価分担額等による課税調整と関連した原価分担約定書等次の各目の資料
 - ア. 次の事項が含まれる原価分担約定書
 - (1) 契約参加者のリスト
 - (2) 契約参加者が提供する資産の種類および明細
 - (3) 契約参加者間の権利関係
 - イ. 原価分担修正約定書（途中で参加したり脱退する場合に限る。）

ウ. 提供資産の評価に関連して適用される会計原則および評価明細

エ. 参与者と受益者が受ける期待便益の評価明細

オ. 実際に実現した実際便益の測定明細

カ. 期待便益と実際便益の差による精算明細

15. その他適正価格を算出するために必要な資料

② 第1項の規定により資料の提出を要求された者は、資料の提出を求められた日から60日以内に該当資料を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由により提出期限の延長を申請する場合には、一回に限り60日まで延長することができる。

1. 資料の提出を要求された者が火災、災難および盗難等の事由で資料の提出が不可能な場合

2. 資料の提出を要求された者が事業の重大な危機により、資料の提出が困難な場合

3. 権限のある機関に関連する帳簿、書類が押収または領置された場合

4. 国外特殊関係者の課税年度の終了日が到来していない場合

5. 資料の収集、作成にかなりの期間が必要であり、期限内に資料を提出することができない場合

6. 第1号から第5号に準ずる事由があり、期限内に資料の提出が不可能であると判断される場合

③ 第2項但書の事由により資料の提出期限の延長を申請する者は、資料提出期限15日前までに資料の提出期限の延長申請書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第9号書式]を提出しなければならない。調査公務員は、受理してから7日以内に資料の提出期限の延長承認通知書[「国際租税調整に関する法律施行規則」別紙第10号書式]によって延長するかについて申請人に通知しなければならない。7日以内に通知をしなかった場合には、延長申請した期限まで資料の提出期限が延長されたものとみなされる。

④ 第1項の規定により資料の提出を要求された者が第2項各号に規定する正当な事由なしに資料を期限内に提出せず、不服申請または相互合意手続きの際に資料を提出する場合には、該当資料を課税資料として利用しないことができる。

⑤ 調査公務員は、第1項に規定する資料提出を要求するときは調査に必要な程度、資料提出の準備期間、納税者の経済的負担等を総合的に考慮して、合理的な水準と期間範囲でなければならない。

第67条（資料提出要求方法）

① 調査公務員が第66条第1項の規定により移転価格等の国際取引に関する

資料の提出を要求しようとする時、移転価格等の関連資料提出要求書による。

② 第1項の規定により提出された資料の補完要求は、移転価格等の関連提出資料補完要求書による。

第68条（資料提出義務の不履行に対する制裁）

① 第66条第1項第1号から第15号までの規定に該当する資料の提出を要求された者が、第66条第2項各号のいずれかに該当する正当な理由なしで資料を期限内に提出せず、または偽りの資料を提出する場合には、1億ウォン以下の過怠料を賦課する。

② 第1項の規定による過怠料の賦課、徴収は、「国際租税調整に関する法律」第12条、同法施行令第51条および「秩序違反行為規制法」で定めるところによる。

③ 第2項の規定による過怠料賦課に不服がある者は、過怠料賦課通知を受けた日から60日以内に調査官署に異議を申し立てることができる。

④ 第2項の規定による過怠料賦課処分を受けた者が第3項の規定により異議を提起したときには、調査官署は異議申し立てを受けた日から14日以内にこれに対する意見や証憑書類を添付して管轄裁判所にその事実を通報しなければならない。ただし、「秩序違反行為規制法」第21条第1項但書の各号に該当する場合にはこの限りでない。

⑤ 第3項の規定による期間内に異議を提起せず、また過怠料を納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

第69条（税務調査の協力）

① 国税庁長は、国外特殊関係者との国際取引に対して税務調査が必要であると判断される場合には、「国際租税調整に関する法律」第32条（税務調査協力）に応じて、その取引に対して締約相手国と同時に税務調査をしたり、締約相手国に税務公務員を派遣して直接税務調査を実施または締約相手国の税務調査に参加させることができる。

② 国税庁長は、締約相手国が租税条約に基づいて税務調査協力を要請した場合、これを受諾することができる。

③ 国税庁長または地方国税庁長は、税務調査協力の手続、方法および範囲等国家間税務調査協力のために必要な事項を締約相手国の権限のある機関と合意することができる。

第69条の2（海外金融口座申告義務不履行に対する制裁）

① 調査公務員は、業務処理の過程で「国際租税調整に関する法律」第34条

第1項の規定による海外金融口座申告義務者の申告義務違反行為を確認した場合には、過怠料賦課等必要な措置を講じなければならない。

② 第1項の規定による措置は、「国際租税事務処理規定」等の関連規定に従う。

第3章 租税犯則調査

第1節 通則

第70条（租税犯則調査の調査管轄）

① 租税犯則調査管轄は、次の各号に規定する該当租税犯則事件の納税地を管轄する税務署長の管轄とする。ただし、「租税犯処罰手続法施行令（以下、この章において「手続法施行令」という。）」第2条に規定する重要な事件の場合には、地方国税庁長の管轄とすることができる。

1. 租税犯則行為容疑者が法人である場合には、法人税納税地
2. 租税犯則行為容疑者が個人である場合には、所得税納税地
3. 直接国税と関連のない間接国税の租税犯則事件の場合には、事業所

② 税務調査の過程で調査管轄を異にする税目の租税犯則行為を発見した場合であって、該当税目を一緒に調査する必要がある場合には、調査を開始した調査官署長の調査管轄とすることができる。

③ 調査公務員が租税犯則調査の過程で質問、検査、一時保管、押収、調査等をする場合には、第1項および第2項の規定による管轄区域で行う。ただし、租税犯則行為が進行中、逃避または証拠隠滅のおそれや緊急の場合、またはすでに開始した租税犯則事件と関連して他の官署の管轄区域で行う必要がある場合はこの限りでない。

④ 地方国税庁長または税務署長は、管轄区域外で調査する必要があるときは、国税庁長または地方国税庁長の承認を受けて、その地域を管轄する官署長に調査を委託することができる。

⑤ 国税庁長または地方国税庁長は、租税犯則行為が二以上の調査管轄に渡って行われたり調査の波及効果等税法秩序の確立のために必要な場合、第1項にかかわらず、租税犯則調査の管轄を直接指定したり、各税目別納税地管轄官署長の申請を受けて指定することができる。

⑥ 第2項と第5項の規定により調査管轄を調整する場合には、第5条第2項から第5項までの規定を準用する。

第71条（租税犯則事件の引継）

① 租税犯処罰手続法（以下、この章において「手続法」という。）第4条の規定により、「租税犯処罰法（以下、この章において「処罰法」という。）」

第3条（租税遁脱等）または第10条（税金計算書を発行義務違反等）で規定する租税犯則事件に関する証拠等を引き継いだ国税庁長や地方国税庁長または税務署長は、これを第70条の規定による管轄地方国税庁長（租税犯則調査主管局長）に引き継がなければならない。

② 第1項の規定により犯則事件に関する証拠等を引き継いだ地方国税庁長（租税犯則調査主管局長）は、租税犯則行為等を検討して租税反則調査の実施業務等に活用する。

③ 第1項および第2項に規定する租税犯則調査主管局長は、次の各号の通り区分する。

1. 「処罰法」第3条に関連：租税遁脱調査主管局長
2. 「処罰法」第10条に関連：税金計算書授受違反調査主管局長

第72条（租税犯則調査審議委員会の構成）

① 「手続法」第5条第1項および「手続法施行令」第3条第1項の規定により地方国税庁に租税犯則調査審議委員会（以下、この章において「審議委員会」という。）を置く。

② 審議委員会委員長は地方国税庁長で、委員は次の各号の者で構成される。

1. 租税遁脱調査主管局長、地方国税庁所属調査課長のうち委員長が指名する5名以内の者（以下、「内部委員」という。）
2. 法律、会計または税務に関する学識と経験が豊富な人の中で委員長が委嘱する8名以内の者（以下、「委嘱委員」という。）

③ 委嘱委員の任期は二年とし、一回に限り再任することができる。委嘱委員には委嘱状を授与する。

④ 委員長は、委嘱委員が次の各号のいずれかに該当する事由が発生したとき、任期中でも委嘱を解除することができる。

1. 本人が一身上の事由で委員の委嘱解除を要求したとき
2. 禁錮以上の刑を宣告される等の事由で職務遂行に支障があると認められるとき
3. 審議・議決に関する秘密を漏らしたとき
4. その他の事由により、正常的に職務を遂行することができないと認められるとき

第73条（審議委員会の運営）

① 委員長は、「手続法」第5条第1項各号に規定する事項を審議するために、毎週一回または必要であると判断した場合に審議委員会の会議を招集し、その議長となる。

- ② 審議委員会の会議は、委員長と委員長が指名する5名の委員（委嘱委員3名以上）で構成する。その構成員三分の二以上の出席で開議し、出席委員の過半数の賛成で議決する。
- ③ 委員長は、「手続法施行令」第4条第1項の規定により職務を代行する内部委員をあらかじめ指名しなければならない。
- ④ 委員長は、審議会部署・議決書、審議結果通報書等の作成、会議招集、処分審議時、租税犯則処分対象者が提出した意見書の検討等、審議委員会の効率的運営のために幹事を指名することができる。
- ⑤ 委員長は、「手続法施行令」第4条第5項の規定により指名された委員に会議の案件を通報する場合には、租税犯則行為嫌疑者等の人的事項が表示されないように匿名で処理しなければならない。
- ⑥ 委員長は、「手続法施行令」第4条第7項但書に基づいて審議委員会の会議を公開する場合には、その事実を国税庁長に報告しなければならない。
- ⑦ 委員は、審議の過程で知り得た情報を他人に提供または漏洩したり、目的以外の用途に使用してはならない。また委嘱委員は、秘密保持誓約書を提出しなければならない。
- ⑧ 会議に出席した委嘱委員に対しては、手当を支給することができる。
- ⑨ 委員長は、審議委員会の効率的運営のためにその他必要な事項を定めることができる。

第74条（租税遁脱以外の租税犯則事件等に対する審議）

委員長は、「手続法施行令」第4条第4項の規定により、「処罰法」第3条に該当する租税犯則事件以外の租税犯則事件に対する次の各号の事項を審議するために、第72条および第73条にかかわらず、会議ごとに指定する三名の委員で審議委員会を構成する。この場合、審議委員会の議長は委員長が指名する委員が就任する。

- 1. 租税犯則調査期間の延長および調査範囲の拡大
- 2. 「処罰法」第18条の規定による両罰規定の適用

第75条（国家機関に対する協力要請）

調査公務員は、「手続法」第6条（国家機関の協力要請）に基づいて租税犯則調査を実施するために必要な場合には、他の国家機関に協力を要請することができる。

第2節 租税犯則調査

第76条（租税犯則調査対象の選定、転換）

- ① 調査官署長は、「手続法」第7条第1項に規定する事由に該当する者に対し

租税犯則調査を実施しなければならない。

② 調査官署長は、一般税務調査過程で次の各号のいずれかに該当する事由を発見した場合において、租税犯則疑惑を立証する必要があるときは、租税犯則調査に転換することができる。

1. 税犯則疑惑物を発見したが、納税者が帳簿、書類等の任意提示要求に同意しないとき

2. 事業所等に二重帳簿等、犯則証明物が隠匿された嫌疑が明確で、押収、捜索または一時保管が必要なとき

3. 脱税事実を隠ぺいする目的で帳簿・書類等を破棄し、証拠を隠滅する等調査忌避、妨害または虚偽陳述をすることにより正常な調査が不可能だと判断されるとき

4. 「処罰法」第10条に規定する税金計算書発給義務違反等の事実を発見したとき

5. その他、「処罰法」第3条から第14条までの罪に該当する違反行為の手法、規模、内容等の状況から、税法秩序の確立のために租税犯として処罰する必要があると判断されるとき

③ 調査官署長が第1項および第2項の規定により租税犯則調査対象に選定（転換）しようとする場合、「処罰法」第3条に該当する租税犯則事件（以下、「租税遁脱事件」という。）は審議委員会の審議を、その他の租税犯則事件（以下、「その他犯則事件」という。）は調査官署長の承認を受けなければならない。ただし、租税遁脱事件のうち「手続法」第9条第1項各号のいずれかに該当する場合には同法第7条第2項但書の規定により審議委員会の審議を経ないことができる。

④ 第2項および第3項の規定により租税犯則調査に転換される場合には、調査公務員は直ちに調査範囲拡大（類型転換）通知書によってその事実を該当納税者に通知しなければならない。

⑤ 第1項から第3項までの事由により租税犯則調査対象に選定（転換）される場合にはこの章の規定により調査する。

第77条（租税犯則調査対象選定審議）

① 調査官署長が租税遁脱事件について租税犯則調査を実施しようとする場合には、租税犯則調査対象選定（期間延長、範囲拡大）審議要請書を作成し、委員会会議開催7日前までに委員長に審議を要請しなければならない。ただし、調査終了直前に租税犯則行為等が発見する等、緊急ややむを得ない事情がある場合には会議開催2日前まで審議を要請することができる。

② 第1項に規定する審議を要請する場合において、調査期間延長と調査範囲拡大が

必要なときは、これを共に要請することができる。

③ 第1項と第2項に規定する審議要請については審議委員会が承認の有無を審議する。

④ 審議委員会幹事は、調査官署長から第1項の規定による選定審議要請書を受け、租税犯則調査対象選定審議会部署を作成した後、会議開催5日前までに内部・委嘱委員に配付する。ただし、第1項但書に該当する場合には会議開催前日までに配付することができる。

⑤ 審議委員会の租税犯則調査対象選定審議手続は第73条を準用する。

⑥ 審議委員会は次の各号について議決し、幹事は議決内容について租税犯則調査対象選定審議議決書を作成する。

1. 租税犯則調査対象選定審議要請につき理由があると認められる場合には、承認の議決を行う。この承認には審議要請事項のうち一部を承認する場合を含む。

2. 租税犯則調査対象選定審議要請につき理由がないと認められる場合には、承認しない議決を行う。

⑦ 審議委員会において第1項による選定審議要請につき審議を終えた場合には、その審議結果を租税犯則調査審議結果通知書により調査官署長に直ちに通知しなければならない。

⑧ 第7項の規定により承認の租税犯則調査審議結果通知書を受報した調査官署長は、租税犯則行為嫌疑者にたいし直ちに調査範囲拡大（類型転換）通知をしなければならない。

第78条（租税犯則調査の除外）

調査公務員は、第76条の規定より租税犯則調査の対象者に選ばれた者について、租税犯則調査が行われる前に脱税情報等の内容に偽りや分析内容等の重要部分が間違いであることを発見したときには、審議委員会の審議を経て租税犯則調査実施対象から除外することができる。

第79条（租税犯則調査の方法）

調査公務員が租税犯則調査を行うために必要な場合には「手続法」第8条の規定により租税犯則行為嫌疑者または参考人を審問し、押収または捜索することができ、「国税基本法」第81条の10の規定により帳簿、書類等を一時保管することができる。

第80条（令状の申請）

① 租税犯則嫌疑が具体的で明白な場合において、犯則嫌疑に相当な理由があり押収、

捜索によらなくては調査目的を達成することが難しいと判断されるときは、勤務地管轄検事に押収、捜索令状の発給を申請し裁判所から令状の発給を受けなければならない。

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、「手続法」第9条第1項但書により令状なしで押収または捜索し、同法第9条第2項により押収捜索してから48時間以内に令状を請求することができる。

1. 租税犯則行為が進行中である場合

2. 租税犯則行為嫌疑者が逃走し、証拠を隠滅するおそれがあるため押収、捜索令状の発行を受ける時間的余裕がない場合

③ 帳簿、書類または物等を一時保管しようとしたが、その所有者、所持者または保管者から同意を受けることができなかつた場合において、証拠隠滅のおそれがあるときは第2項の規定により令状なしで押収、捜索した後、事後に令状の発給を受けることができる。

④ 調査公務員が第2項と第3項により令状なしで押収または捜索した後、押収、捜索令状の発行を受けることができなかつた場合には、「手続法」第3項の規定により直ちに押収した物を押収された者に返還しなければならない。

第81条（租税犯則調査の開始）

調査公務員が租税犯則調査を始める際には租税犯則行為嫌疑者または参考人に身分証、調査員証、税務公務員指名書を提示して租税犯則調査を始めるという事実を知らせなければならない。

第82条（押収、捜索等）

① 押収、捜索または一時保管する場合には、手続きの公正性を保証するため、「手続法施行令」第7条に規定する者を参加人として参加させるようにしなければならない。

② 第1項の場合において、参加を拒否し参加人がいないときは、「手続法」第6条（国家機関に対する協力要請）の規定により、管轄市・郡・区の公務員や警察公務員を参加するようにしなければならない。

③ 押収した物の運搬または保管が不便な場合には、「手続法」第9条（押収、捜索令状）第4項により押収した物を所有者等に保管させることができる。

④ 第3項の場合には所有者等から保管証を受けて封印書式によって押収した物であることを明確にしなければならない。

⑤ 一時保管物を所有者において保管するようにした場合には第3項と第4項の規定を準用する。

第 8 3 条（押収調書の作成）

- ① 調査公務員が押収、搜索を完了した時には、押収、搜索調書および押収目録を作成し、参加人と共に署名、捺印して保管し、所有者、所持者または保管者に交付しなければならない。
- ② 参加人等が署名捺印をしなかつたりできない場合には、その理由を押収、搜索調書の下段、経緯欄に記載しなければならない。

第 8 4 条（押収物件等の管理）

- ① 押収または一時保管した帳簿その他の証明物は直ちに検討し、租税犯則調査に関連がなく、保管する必要がないと認められる場合には帳簿・書類等臨時返還確認書を受けて返還するが、必要な時にはいつでも提出することができるように措置しなければならない。
- ② 租税犯則調査に関連があると認められる物の中で犯則疑惑を証明する重要な帳簿、証明物は、調査責任者が直接保管、管理する。
- ③ 押収、一時保管した帳簿その他の証明物に対して、「刑事訴訟法」第 1 3 3 条（押収物の還付、仮還付）第 1 項の規定による臨時返還請求がある場合には、できるだけ写本を交付するようにし、やむを得ず原本を返還しなければならないときは、写本に犯則嫌疑者または本来所持者から「原本対照済」の確認を受けてその写本を保管し、原本は帳簿、書類等臨時返還確認書を受けて臨時返還しなければならない。

第 8 5 条（出席要求および証拠物件の提出要求）

調査公務員は「手続法」第 8 条により租税犯則行為嫌疑者または参考人を尋問するために必要な場合には出席を要求し証明物等の提出を要求することができる。

第 8 6 条（租税犯則行為嫌疑者等に対する出国禁（停）止要請）

- ① 「出入国管理法施行規則」第 6 条の 2 に該当する租税犯則行為嫌疑者が海外逃走のおそれがあると認められる場合には、その租税犯則行為嫌疑者と重要な参考人を「出入国管理法」第 4 条（出国の禁止）および同法施行令第 2 条の 2 の規定により出国禁止要請することができる。
- ② 第 1 項の規定により出国禁止された者の出国禁止理由が消滅した場合には、「出入国管理法」第 4 条の 3（出国禁止の解除）の規定により、遅滞なしに出国禁止の解除を要請しなければならない。
- ③ 第 1 項の租税犯則行為嫌疑者や重要な参考人が外国人である場合には、「出入国管理法」第 2 9 条（外国人出国の停止）、同法施行令第 3 6 条

(外国人出国の停止)の規定により出国停止を要請し、以後出国停止理由が消滅した場合には第2項を準用して解除を要請しなければならない。

④ 調査官署長は第1項および第3項によって出国禁(停)止となった者の出国禁(停)止期間を延長する必要があると判断される場合には、「出入国管理法」第4条の2(出国禁止期間の延長)、同法第29条(外国人出国の停止)および同法施行令第2条の2により延長を要請することができる。

第87条(審問調書等の作成)

① 調査公務員が租税犯則行為嫌疑者または参考人(以下、「租税犯則行為嫌疑者等」という。)を審問する時には、「手続法」第11条により犯則嫌疑者(参考人)審問調書を作成しなければならない。

② 租税犯則行為嫌疑者等が審問調書の作成を回避し署名捺印をしない時には、その理由を審問調書に記載して調査公務員が署名捺印しなければならない。

③ 調査公務員が審問調書を作成する時には次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 税務調査過程で確保した課税証拠資料および租税犯則行為立証資料に順番を付けて本文に引用し、記載した後これを審問調書の裏面に添付しなければならない。

2. 審問調書は基礎的な事実関係が十分に表れるように作成しなければならないが、特に「処罰法」第3条と関連して審問した場合には、「納税義務の成立、詐欺その他否定した行為、故意性」に関する事項が含まれるようにしなければならない。

④ 調査公務員は租税犯則行為嫌疑者等から審問調書を作成するのを原則とするが、簡単な事実関係等を確認する場合には、第1項にかかわらず、審問調書以外の確認書や陳述書を受けることができる。

⑤ 調査公務員が確認書または陳述書を受けると場合には、次の各号の事項を遵守しなければならない。

1. 確認書または陳述書は、租税犯則行為嫌疑者等が本文を直接自筆で作成して署名捺印および割印するようにする。自筆で作成することができなかった場合にも署名捺印および割印は必ず直接行うようにする。

2. 確認書または陳述書には確保された課税証拠資料および租税犯則行為立証資料に順番を付けて本文に引用した後、これを裏面に付け加えなければならない。

3. 課税証拠資料、租税犯則行為立証資料が確保できず、調査された者の陳述にだけに依存した確認の場合には、問答型陳述書を受けようとする。

第 8 7 条 2 (陳述拒否権等の告知)

① 調査公務員は租税犯則行為嫌疑者等を審問する前に次の各号の事項を教えなければならない。

1. 一切の陳述を拒否し、個々の質問に対し陳述をしないことができること
2. 陳述をしなくても不利益を受けないこと
3. 陳述を拒否する権利を放棄した陳述は法廷で有罪の証拠に使われることがあること

4. 審問を受ける時弁護士、公認会計士、税務士等 (以下、「弁護士等」という。) の助力を受けることができること

② 調査公務員は第 1 項の規定により告知した場合には、租税犯則行為嫌疑者等が陳述を拒否する権利および弁護士等の助力を受ける権利を行使するかを質問し、これに対する租税犯則行為嫌疑者等の返事を審問調書に記載しなければならない。この場合、租税犯則行為嫌疑者等の答弁は租税犯則行為嫌疑者等の自筆で記載するようにし、その部分に記名捺印または署名させなければならない。

第 8 7 条 3 (審問調書等の作成方法)

① 第 8 7 条の審問調書は、租税犯則行為嫌疑者等に閲覧もしくは読み聞かせなければならない。陳述した通りに記載されなかった箇所や事実と異なる部分の有無を尋ね、租税犯則行為嫌疑者等が増減または変更の請求等異議を提起し意見を述べた場合には、これを審問調書に追加で記載しなければならない。この場合、租税犯則行為嫌疑者等が異議を提起した部分は読むことができるように残さなければならない。

② 租税犯則行為嫌疑者等が審問調書に対し異議や意見がないということを述べた場合には、租税犯則行為嫌疑者等によってその趣旨を自筆で記載するようにし、審問調書に割印した後記名捺印または署名するようにする。

③ 第 8 7 条の規定により審問調書を作成した場合には租税犯則行為嫌疑者等の身分証をコピーして裏面に添付しなければならない。

第 8 8 条 (租税犯則調査期間の延長および調査範囲拡大審議)

① 調査公務員が租税犯則調査過程において調査期間を延長し、調査範囲を拡大しようとする場合には、審議委員会に対して租税犯則調査期間延長または調査範囲拡大に関する審議を要請しなければならない。

② その他犯則事件について第 7 6 条第 3 項の規定により租税犯則調査に切替えて調査期間延長と調査範囲拡大が必要となる場合には、調査官署長から租税犯則調査実施に関する承認を受けた後調査期間延長等を審議要請しなければならない。

③ 第1項に規定する審議手続は第73条、第74条および第77条を準用する。

第89条（調査結果の報告）

調査公務員が租税犯則調査を終えた場合には、「手続法」第12条（報告）に従い、租税犯則行為者、犯則経緯、「処罰法」第18条による量罰規定適用の有無、処理意見等その結果を調査官署長に報告しなければならない。

第90条（調査結果に対する措置）

- ① 調査官署長は、第89条の規定に基づく調査結果の報告を受けて租税犯則事件の内容を検討して、犯則の確証有無を審査しなければならない。
- ② 調査官署長は第1項に規定する審査結果犯則の確証を得るのに十分でなく、不十分な事項に関しては調査公務員に補完調査または補強証拠の収集を指示することができる。
- ③ 第2項に規定する補完調査または補強証拠の収集を完了した調査公務員は、その調査結果を調査官署長に報告しなければならない。
- ④ 上の各項により調査結果の報告を完了した事案に対しては、第91条の規定に従い犯則処分しなければならない。

第3節 租税犯則処分

第91条（租税犯則処分）

① 第89条により調査公務員から租税犯則事件について結果の報告を受けて犯則の確証を得た調査官署長は、租税犯則事件について、次の各号のいずれかに該当する犯則処分をしなければならない。

1. 通告処分
2. 告発
3. 無嫌疑

② 租税犯則処分と関連した事項は電算システムにその内容を入力して、処分内容の変更事項等を事後管理しなければならない。

第92条（租税犯則処分決定のための審議）

① 第91条第1項の規定により犯則処分を行う場合には、次の各号の手続きに従う。

1. 第77条第1項および「手続法」第7条第2項の規定により上級官署長の承認を受けて実施した租税遁脱事件に関する租税犯則調査は、租税犯則調査終了日から14日以内に租税犯則処分審議要請書および量罰規定適用検討書を

作成して審議委員会に審議を要請しなければならない。

2. 第76条第3項の規定により調査官署長の承認を受けて実施したその他犯則事件に関する租税犯則調査は、租税犯則調査終了日から14日以内に量罰規定適用検討書を作成して第74条にともなう審議委員会に審議を要請しなければならない。

② 租税犯則行為嫌疑者が逃走し証拠を隠滅するおそれがある場合には、第1項の規定にかかわらず「手続法」第14条第1項但書により審議委員会の審議を経ないこともある。

③ 調査官署長は第1項第1号の規定により租税遁脱事件について審議委員会に審議を要請した場合には、直ちにその事実を租税犯則処分対象者に通知しなければならない。

④ 委員会幹事は、第3項に規定する通知を受けた租税犯則処分対象者から書面により意見を提出させた場合には、その書面意見書を租税犯則処分審議会部署に付け加えて回付しなければならない。

⑤ その他の審議手続等は第77条を準用する。

第93条（通告処分）

① 調査官署長は、租税犯則行為嫌疑者等について犯則の確証を得た場合には、「手続法」第15条および同法施行令第12条により租税犯則調査を終えた日（審議委員会の審議を経た租税犯則事件の場合には審議委員会の議決があった日をいう。）から10日以内に通告処分しなければならない。

② 調査官署長が第1項の規定により罰金相当額等を通告処分する場合には、租税犯則行為嫌疑者別に作成した通告書に調査官署を収入徴収官署に指定した納付書を添付して通告しなければならない。

③ 通告での送達は交付送達または郵便送達によるものとし、交付送達の場合には受領証を受け、郵便送達の場合には書留または配達証明による。

④ 第3項の規定により交付送達しようとしたが送達する場所で送達を受ける者に会うことができない場合には、その使用人、その他従業員、家族または同居人として事理を判別できる成人に交付することができる。

⑤ 通告書を交付送達しようとしたが犯則者がその受領を拒否して送達できない場合には、送達しようとした日時、場所、受領拒否理由等その経緯を調査官署長に報告して、「手続法」第17条（告発）の規定により告発しなければならない。

⑥ 通告処分官署長と罰金相当額収納官署長がそれぞれ異なる場合には、通告処分官署長は、通告書送達と同時に通告書写本を付け加えて通告処分内容を罰金相当額収納官署に指定された税務署長に書面で通知しなければならない。

第94条（告発）

- ① 調査官署長は「手続法」第17条第1項に該当する場合には第93条にともなう通告処分を経ることなく、その対象者を告発書によって告発しなければならない。
- ② 第93条第1項の規定により通告処分を受けた者が通告書の送達を受けた日から15日以内に通告の通り履行しなかった場合には、第1項の規定により告発しなければならない。
- ③ 調査官署長は租税犯則行為嫌疑者の居所が明らかでない場合、逃走し証拠を隠滅するおそれがある場合には、調査進行中でも告発することができる。
- ④ 調査官署長は「手続法」第17条第2項の事由により告発する場合には、告発書に通告書等通告処分事実を立証する資料を付け加えなければならない。

第95条（押収物件の引継）

- ① 調査官署長は第94条の規定により告発した場合において押収物件があるときは、「手続法」第18条により押収目録とともに押収物件を検事に引渡し、引受証を受けなければならない。
- ② 第1項の規定により引受証を受けた時には、租税犯則行為嫌疑者等、押収物件所持者等にその事実を通知しなければならない。

第96条（無嫌疑処理）

調査官署長は、租税犯則調査の結果犯則の確証を持つことができなかった場合には、「手続法」第19条によりその意を租税犯則行為嫌疑者に通知して、押収物件の解除を命じなければならない。

第97条（租税犯則事件証明物の保全と管理）

- ① 調査官署長が租税犯則処分を完了した場合には、犯則事実に関係する帳簿とその他の証明物および追徴税額に関連した証拠書類（以下、「証明物」という。）を次の各号の期間まで保全管理しなければならない。ただし、証明物が一時保管中である帳簿または書類である場合には、次の各号の期限まで納税者が署名または捺印して原本と変わらないということを確認した写本を保管する。
 1. 第93条の規定により通告処分を行いその履行を完了した時には、追徴税額に対する「国税基本法」上不服請求期間が経過するとき。ただし、争訟が提起された場合にはその争訟手続きが完了するとき。
 2. 第94条の規定により告発処分した場合の証明物は裁判所の判決が確定するとき
- ② 第1項の規定により保管中の証明物のうち返還請求があるときは、

第84条第3項の規定により返還しなければならない。

③ 「手続法」第15条（通告処分）第2項により没収対象物品を所持している者には、公売またはその他に必要な処分をするときまで保管するようにし、この保管状態を常に確認しなければならない。

④ その他争訟に関連しない証明物はその一部を返還することができる。

第98条（租税犯則調査事務の適用範囲）

① すべての国税に関する租税犯則調査事務はこの章の規定に従う。

② この章において定めていない事項については、この章の規定に反しない範囲で第1章（総則）および第2章（一般税務調査）を準用して処理する。

第4章 補 則

第99条（調査員証および現場確認出張証の発行等）

① 調査員証（別紙第21号書式）は、税務調査を始める都度、調査官署長が調査対象者ごとに一枚ずつ発行する。ただし、必要な場合には調査公務員一人当たり一枚ずつ発行することができる。

② 調査公務員は第1項の規定により発給を受けた調査員証を、調査期間中公務員証と共に所持して、調査結果の報告をする時に調査管理者に返却しなければならない。

③ 現場確認出張証（別紙第22号書式）は調査課長が現場確認計画を策定した後、管轄官署長が納税者別に一枚ずつ発行する。ただし、必要な場合には調査公務員一人当たり一枚ずつ発行することができる。

第100条（税務調査事前通知等記録管理）

調査管理者は税務調査事前通知および延期申請、納税者権利憲章交付、調査結果通知事項等を記録して管理しなければならない。

第101条（関連書式）

この規定施行に必要な書式はこの規定と関連法令および訓令で定めた場合を除き、税目別に別に定めることができる。

第102条（有効期間）

この訓令は「訓令、例規等の発令および管理に関する規定」（大統領訓令第334号）に従い、この訓令を発令した後の法令や現実条件の変化等を検討しなければならない2018年6月30日まで効力を持つ。

付則（1989年1月25日国税庁訓令第1032号）

第1条（施行日）

この準則は1989年2月1日から施行する。

第2条（調査管理対象選定の適用例）

この準則は第2章（調査管理対象選定）の緊急調査対象に対しては適用しない。

付則（1989年12月15日国税庁訓令第1059号）

第1条（施行日）

この準則は1990年1月1日から施行する。

付則（1994年3月25日国税庁訓令第1169号）

第1条（施行日）

この準則は1994年4月1日から施行する。

付則（1996年12月30日国税庁訓令第1259号）

第1条（施行日）

この準則は1997年1月1日から施行する。

ただし、第51条（納税者権利憲章の交付）は1997年7月1日から施行する。

付則（1999年8月20日国税庁訓令第1383号）

第1条（施行日）

この規定は1999年8月1日から施行する。

付則（2000年11月1日国税庁訓令第1437号）

第1条（施行日）

この規定は2000年11月1日から施行する。

第2条（適用例）

第120条ないし第132条の4の譲渡所得税に関する改正規定は、2000年1月1日以後最初に譲渡する部分から適用する。

付則（2002年1月31日国税庁訓令第1479号）

①（施行日）

この規定は2002年2月1日から施行する。

②（譲渡所得税に関する適用例）

第82条ないし第92条の改正規定は、2000年1月1日以後最初に譲渡する部分から適用する。

③（株式変動調査統合実施に関する適用例）

第57条第1項の株式変動調査の統合実施に関する改正規定は、2000年1月1日以後終了する事業年度に対する調査分から適用する。

付則（2003年12月20日国税庁訓令第1550号）

（施行日）

この規定は2004年1月1日から施行する。

付則（2006年2月20日国税庁訓令第1606号）

第1条（施行日）

この規定は2006年3月2日から施行する。

第2条（廃止規定）

租税犯則事務処理規定（国税庁訓令第1487号）はこれを廃止する。

第3条（「特定犯罪加重処罰等に関する法律」適用）

第114条（告発）第1項第3号に規定した「特定犯罪加重処罰等に関する法律」は次の各号の通り適用する。

1. 「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第8条（租税遁脱の加重処罰）の規定は、同法律の施行日（2006年3月30日）以後告発分から適用する。
2. 「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第8条の2（税金計算書交付義務違反等の加重処罰）の新設規定は、同法律の施行日（2006年3月30日）以後犯則行為から適用する。

付則（2007年7月27日国税庁訓令第1661号）

第1条（施行日）

この規定は2007年7月30日から施行する。

付則（2009年8月24日国税庁訓令第1765号）

第1条（施行日）

この規定は2009年8月24日から施行する。

付則（2010年3月30日国税庁訓令第1838号）

この規定は2010年4月1日以後最初に始める税務調査分から適用する。

付則（国税徴収事務処理規定等一括改正規定）

（2010年7月23日国税庁訓令第1868号）

この規定は発令した日から施行する。

付則（2010年12月31日国税庁訓令第1877号）

この規定は2011年1月1日から適用する。

付則（2012年6月29日国税庁訓令第1945号）

この規定は2012年7月1日から適用する。

付則（2015年6月30日税庁訓令第2105号）

この規定は2015年7月1日から適用する。